

第一章 第八期後半の市議会（昭和四四年度～四五年度）

―都市開発の推進と生活環境―

第一節 二年間の概観

昭和四二年四月二八日に行われた市議会議員選挙で選出された四〇人の第八期藤沢市議会議員の任期は、同年五月一日から四六年四月三〇日までの四年間であった。この時期には、佐藤内閣のもとで「いざなぎ景気」と呼ばれる高度経済成長が実現されるとともに、一方では物価上昇、公害・環境破壊など経済成長によるひずみも急激に表面化してきた。

本節では、前『藤沢市議会史』があつかっている昭和四二年度、四三年度にもいくらか触れながら、この四年間の日本の動きや市政および市議会の動きを概観しておく。

一 高度経済成長と環境破壊

長期安定政権と多党化

昭和三九年十一月、病気で辞意を表明した池田勇人首相の後を受けて自民党議員総会で新たに総裁に選ばれた

佐藤栄作が首相となった。佐藤首相は、その後四十七年七月に至るまで、じつに七年八カ月の長期間にわたって政権を担当し続けた。したがって、第八期市議会は、佐藤政権のもとでその任期を過ごしたことになる。

この間、自民党は国会において安定した議席を得ていたが、総選挙での自民党、社会党の得票率が低下するとともに、大都市部を中心として野党の「多党化」現象も進行した。

統一地方選挙の三カ月前に行われた四十二年一月の衆議院議員総選挙は、佐藤内閣の下で行われた最初の総選挙であった。また、人口の都市化に伴って衆議院の定数を四六七から四八六へと改めて行われた選挙でもあった。前年相次いで起こった不祥事による「黒い霧」解散であったにもかかわらず、自民党の議席数は解散前の一議席減の二七七議席にとどまったため、自民党はこの選挙を「勝利」と総括した。しかし、自民党の相対得票率は、保守合同以後初めて五〇パーセントを割り込み、四七・六パーセント（絶対得票数は三五・六パーセント）となったのである。また、解散前の一四三議席から一四〇議席へと三議席を減らした社会党の相対得票率も前回の二九・〇パーセントから二七・九パーセント（絶対得票率は二〇・四パーセント）となった。この選挙では、すでに参議院に進出していた公明党が初めての衆議院議員総選挙に臨み、二五議席を獲得したことも注目された。こうして自民党・社会党を軸とする「五五年体制」は「多党化」の波に洗われはじめたのである。

四四年一月の佐藤・ニクソン会談で七二年の沖縄施政権返還の確約を取り付けた佐藤首相は、一二月に衆議院を解散した。この総選挙で自民党は公認候補だけで二八八議席を獲得し、追加公認を含めて三〇〇議席を獲得するという圧勝を納めた。とはいえ、自民党の相対・絶対得票率はひきつづき微減していた。

社会党は一四〇議席を九〇議席にまで減らすという大敗北を喫する一方、公明党は四七議席を獲得する大躍進をみせ、共産党もこれまでの五議席を一四議席に増やし、現状維持の三一議席を獲得した民社党とともに野党の

多党化が一層進んだ。

こうして、自民党は得票率を低下させながらも政権を安定的に維持し、野党側は社会党の低落、公明党、共産党の躍進による多党化時代を迎えたのである。

高度経済成長の持続

佐藤内閣はその発足当初、高度経済成長によって消費者物価が上昇しつつあることなどに注目し、安定した経済の発展を目指して「高度成長の歪みの是正」と「社会開発」の必要性を唱えていた。しかし、政権発足当初のいわゆる「四〇年不況」を脱するために、佐藤内閣は戦後初の赤字国債の発行を含む景気刺激策を採用した。その後、日本経済は回復の基調を見せ、四〇年一〇月から四五年七月までの五七カ月に及ぶ「いざなぎ景気」を迎え、池田内閣時代以上の高度成長を持続した。第八期藤沢市議会の四年間は、四二年一三・五パーセント、四三年一四・二パーセント、四四年一三・一パーセント、四五年一〇・三パーセントという高水準の実質経済成長率を実現した時期でもあった。日本経済はまさに「豊かさへの挑戦」（昭和四四年度経済白書副題）を続けていたのである。四四年五月には高い経済成長率が今後も持続することを前提にして、そのための産業基盤整備を目的とする新全国総合計画（「新全総」）も閣議決定された。

佐藤内閣は「均衡がとれた経済発展」を掲げて、「新経済社会発展計画」（昭和四五年五月）を閣議決定したものの、経済成長率をより低い水準に落ち着かせながら高度経済成長がもたらした消費者物価の上昇、公害の深刻化、過密・過疎の問題、社会保障制度の立ち遅れなど新しい社会問題を克服するための明確な展望を示すことはできなかった。

こうして、高度経済成長の歪みに対する是正を掲げながらも有効な手が打たれず、むしろ政府によって成長を加速するような地域開発政策が打ち出されているという状況が続くことになった。

公害問題の深刻化

高度経済成長が持続したこの四年間は、その反面で公害・環境破壊が激化した時期でもあった。また、すでに早い時期から発生していたもののマスコミや世論に登場することのほとんどなかった深刻な公害の実状がつきつぎに表面化してきたのもこの時期である。なかでも四大公害事件と呼ばれるチッソ工場の有機水銀による水俣病、昭和電工工場の有機水銀による新潟県阿賀野川下流の第二水俣病、三井金属神岡鉱山から神通川に流出したカドミウム中毒によるイタイイタイ病、四日市の石油コンビナート大気汚染によるぜんそくは、人々に公害被害の悲惨さと政府の無策ぶりを印象付けた。

すでに昭和四二年八月に公布されていた公害対策基本法は、「経済の健全な発展との調和を図りつつ、生活環境を保全する」といういわゆる「調和条項」にみられるように強力な公害対策を講じるにはほとんど無力であった。

大阪で万国博が行われた昭和四五年に入ると、国内では文字どおり公害問題が「爆発」した。カドミウム汚染問題がこの年を通して全国各地でつきつぎに明らかにされた。また有機水銀など他の重金属中毒についても全国二〇カ所以上で問題が表面化した。さらに、自動車排気ガスによると思われる東京都新宿区牛込柳町の鉛公害、光化学スモッグ事件なども生じた。さらに七月には静岡県田子ノ浦のヘドロ公害事件が表面化し、これをきっかけにヘドロ公害問題が全国的に現われた。またBHCなどの農薬やPCBなど化学物質による汚染も危惧された。さらに、ごみ、乱開発、自動車公害などの都市問題もますます本格化した。こうしたなかで、全国的に公害

反対の世論・運動がかつてないほどに高まっていったのである。

四五年一月から開かれた第六四臨時国会は「公害国会」と呼ばれ、公害対策基本法の全面改正が行われた。この改正では産業との「調和条項」が削除され、生活環境優先が明記されるとともに、自治体がその地域の実情に応じてさらに厳しい規制を行うことも認められた。このほかこの国会では公害犯罪処罰法、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法など一四件の公害関係法案が可決成立した。公害国会は高度経済成長政策の流れが大きく転換しつつあることを象徴的に示していた。

二 都市化の進展と市議会

藤沢市域の変貌と市政

高度経済成長が持続するなかで、そのひずみも表面化するというのがこの時期のわが国の姿であったといえよう。高度経済成長のなかで藤沢市の都市化はこの時期にさらに激しい勢いで進展していった。都市化の進展とその影響について四四年三月発行の藤沢市『市民生活実態調査報告書』は、藤沢市は、「巨大都市からの人口拡散・他地域からの人口流入などによる人口増加の最も激しい地域であり、工場・流通など企業・住宅の進出も盛んで、人口・企業ともにその増加が著しい。そのため農村的な旧秩序は崩壊し、産業構造の転換が進み、住民意識の対立と混乱が発生し、あらゆる点でアンバランスな地域構成を示している。この地域は変貌の激しさからする地方行政問題の多発地帯ともいえる」と述べている。

昭和四二年一〇月一日現在の藤沢市の人口は一九万九一六一人であった。翌四三年には二〇万都市となり、第

八期市議会議員がその任期を終えた直後の四六年一〇月一日現在には、二万八千三百九十一人となった。この間の人口増加は昭和四〇年前後のように一〇パーセントを超える爆発的なものではなかったとはいえ、コンスタントに四パーセント台の数値を示した。いくらかの落ち着きが見えたとはいえ社会増を起動力とする人口増加の勢いは依然として強かったのである。

この間、一平方キロメートルあたり二八六〇人であった人口密度も三四二四人へ増加した。地域的にみれば、藤沢バイパス以南では丘陵地を除いてほぼ全域が人口集中地域となり、市街地として完全に連担した。また北部地域でも善行駅周辺に約一五〇ヘクタールの人口集中地域が生まれ、長後地区でも人口集中地域が拡大した。さらに御所見、長後、遠藤などでは中規模住宅団地・社宅・民間住宅の建設によって、激しい人口流入が見られた。たとえば、御所見地区では、四二年一〇月一日現在六九〇〇人余であった人口が、四六年には一万一〇〇〇人余にまで急増した。

有権者数も昭和四二年四月二八日執行の市議会議員選挙では一二万四千九百七人であったが、四六年四月二五日執行の市議会議員選挙では一五万六千三百五人となった。このような人口増加は市議会にも四議席の定数増加をもたらした。

この時期の特色を示すのは、産業別人口構成であろう。すなわち、市内には高度経済成長と三〇年代から進められた市の工場誘致施策があいまって、いすゞ自動車工場をはじめとする企業が進出し、これらの従業員が増大した。五年の産業別人口構成に占める第二次産業従事者比率は三五・七パーセントだったが、四〇年には四二・六パーセント、四五年には四四・七パーセントにまで高まった。

人口増加を背景に市の財政規模も表1に見られるように拡大していった。市の財政力指数は、四年間を通じて

第1節 2年間の概観

表—1 藤沢市普通会計の推移(昭和42年度～46年度決算)

年度	歳入	伸び率	歳出	伸び率	自主財 源率	経常収 支比率	財政力指数
	千円	%	千円	%	%	%	
42	5,627,177	20.1	5,200,667	20.6	74.2	58.9	1.431
43	7,045,979	25.2	6,602,316	26.9	72.5	61.1	1.387
44	8,102,182	15.0	7,921,773	20.0	73.0	60.9	1.351
45	9,562,454	18.0	9,140,332	15.4	73.6	61.5	1.203
46	13,296,936	39.1	12,932,066	41.5	67.4	62.9	1.396

徐々に低下したというものの、四五年度で一・二〇という余裕のある数値を示していた。また、投資的経費は四〇パーセントを優に超える数値を示し続け、財政構造の弾力性の観点からも硬直化の兆候は見られなかった。この時期の市財政は一般的にきわめて健全であったといえよう。

比較的豊かな財源は、主にどのような目的に投資されたのであろうか。この四年間の普通会計目的別歳出決算額を見ると、土木費に約三割が、教育費に約二割が投資されていて、この両者で半分を占めていることがわかる。つまり、市政の中心課題は人口増加に伴う教育施設の建設と都市基盤整備等の事業であった。

行政機構の整備・拡大も行われた。四二年四月一日施行の職員定数条例によれば一四六五人であった定数は、四六年四月一日施行の条例では市民病院の開院などによって一九五九人となっている。機構面では四二年四月の行政組織規則の一部改正によって西部開発事務局が設置され、また四四年七月施行の事務分掌条例で初めての「局」として建設企画部、都市整備部、都市施設部の三部を擁する建設局が設置されるなど都市開発重視の姿勢が示された。同時に、四五年七月には河川浄化実施本部事務局や公害対策事務局が置かれ、公害・環境破壊への行政的な取り組みも開始された。そして四六年五月に緑化や交通安全、公害防止などを総合的に担当する生活環境部が設置されるに至った。このときに待望の市民病院も設置され、一〇月に開院した。

四三年九月には、それまでの支所に代わって行政事務窓口機能と社会教育活動を統合した六会、片瀬、辻堂、御所見、遠藤、長後の六カ所の行政センターが発足したことも特筆されよう。

藤沢市議会の動向

四二年四月二八日施行の市議会議員選挙で選ばれた四〇人の市議会議員の顔触れには、その後の四年間にいくらかの変化が見られた。

四三年二月一八日には市長選挙と同時に市議会議員補欠選挙が行われた。この補欠選挙は、この日に行われた市長選挙に出馬するため一月二三日に辞職した葉山峻議員の代わりの議員を選出するものであった。公職選挙法では、市町村議会議員の補欠選挙は原則として欠員が定数の六分の一を超えないと行われないが、当該地域で一地方公共団体の他の選挙が行われるときは補欠選挙を行うこととなっている。今回は市長選挙に便乗した形で市議会議員の補欠選挙が行われたのである。この補欠選挙には社会党、共産党各一人と無所属三人の合計五人が立候補した。開票の結果は、大久保さわ子候補（社会党）が二万一〇〇〇票余を獲得して当選した。この結果、革新議員団のなかで葉山議員と大久保議員が入れ替わったかたちとなり、会派別の議員数の変化は起こらなかった。

さらに、任期中の四三年七月二八日には藤政会所属の秦野正雄議員が、四五年五月三一日には政和会第一クラブ所属の森井仁議員がそれぞれ逝去された。また、任期満了間際の四六年三月三〇日には中西国夫議員（共産党）が県議会議員選挙出馬のため辞職した。この結果、四六年四月三〇日の任期満了時の議員数は政和会第一クラブ二人、政和会第二クラブ一〇人、革新議員団二〇人、公明党四人、共産党一人の合計三七人となってい

た。

議長、副議長は当初山口倉吉議員（藤政会）、佐藤樂造議員（革新議員団）のコンビで出発した。しかし、山口倉吉議員は三四年五月以来八年以上も議長を務めてきたという事情もあって、四二年九月三〇日には同じ藤政会の平綿宗司議員が議長に就任し、その後、任期満了まで平綿議長・佐藤副議長というコンビのもとで議会運営が進められた。

ところで、平綿宗司議長の選出に際して、二四人の議員で結成されていた保守会派藤政会内部の争いが表面化した。九月二九日には林誠八、山下正美両議員によって市政会の会派結成届が提出され、藤政会は分裂したのである。議長選挙をめぐる争いはさらに翌九月三〇日に藤政会の第二次分裂を引き起こした。すなわち山口倉吉、平綿宗司両議員を含む八議員が藤政会を脱退し、新たに市政議員団を結成したのである。その後、一〇月九日には市政会に市政議員団が合体し、藤政会一四人と市政会一〇人という保守系二会派体制が誕生した。

議長選出をめぐる保守系議員間のしこりは容易に解けなかった。ようやく四四年の末ごろから次期市長選挙との関連で統一問題が話し合われるようになり、翌四五年一月には両会派は統一を前提として藤政会は藤政会第一クラブ、市政会は藤政会第二クラブと会派名を変更した。統一のためには会派の名称がネックとなっていたことから、三月末にはそれぞれ政和会第一クラブ、政和会第二クラブとふたたび会派名を変更した。しかし、結局保守会派の統一はこの任期中には実現せず、四六年四月二五日施行の市議会議員選挙後に新政議員団として統一が実現するまで保守二会派体制が持ち越された。野党の立場に立つ革新議員団（一〇人）および共産党（二人）、独自の立場を採る公明党（四人）については、変化はなかった。

市議会に設けられている四つの常任委員会は、行政機構改革に対応してその名称や所管事項をいくらか変更し

た。当初の総務企画・文教民生・経済観光・都市建設の各常任委員会は、四四年七月の全面的な行政機構改革に伴って、経済観光常任委員会が経済観光衛生常任委員会と名称を変更するとともに、所管事項の変更を行った。また、四五年七月には文教民生常任委員会の所管事務に青少年対策室を追加した。

特別委員会については、すでに設けられていた交通改善対策・藤沢駅北口整備促進・北部地域開発・西部地域開発促進の各特別委員会に加えて、四二年五月には市立病院建設促進特別委員会が新たに設置された。同特別委員会は、建設計画の具体化に伴って四四年六月に市立病院特別委員会と名称を変更するとともに、委員定数を三人増加して定数一六人となった。

市政の課題と市議会の活動

昭和四三年二月一八日に行われた市長選挙で、金子小一郎市長が五選を果たしたので、第八期市議会議員の任期中は金子市長が一貫して市長の座にあった。保守系二党派は一致して与党の立場を取り、市長の多数与党を形成した。そのため保守系二党派体制によって市議会の流動化が促されたり、金子市政が不安定になるということではなかった。革新議員団と共産党が野党の立場に立っていたとはいえ、この時期の市議会運営は比較的安定していたといえよう。

四四年度・四五年度に市長から提出された二四〇件の議案は、そのすべてが原案のとおり可決された。また、この間八回の定例会と七回の臨時会が開催され、延べ会期日数は一三七日に及んだ。議会の紛糾を象徴する会期の延長が行われたこともあった。しかし、その原因は与野党の激しい衝突や市長の施策に対する反対によるものではない。すなわち、四五年一月臨時会で、県の姿勢が明確になったことから懸案の新湘南港建設反対請願を採

扱して、市議会の姿勢を明らかにするために六日間の会期延長を行ったもので、議会内で厳しい対立が見られたわけではない。四二年度までしかのぼっても、四二年九月定例会の一日間延長は議長選出をめぐる保守会派内部の調整のもつれが原因であり、四三年一二月定例会の一日間延長も、議員の発言取り消しというアクシデントはあったものの全般的な議事進行の遅れによるものであった。

この時期、比較的平穏な議会運営が行われた理由は、金子市政が多数与党に支えられていたこととともに、激しい都市化・人口増加に積極果敢に対応して都市開発を進める市長の施策が広い支持を得ていたことにもよる。

たとえば、四二年度から四五年度の期間に継続して、あるいは新規に設置された都市開発関係の特別会計・企業会計は、北部第一土地区画整理事業費（昭和三七年）、北部工業団地造成事業費（四〇年）、北部第二土地区画整理事業費（四四年）、土地先行取得事業費（四五年）、墓園事業費（四二年）の各特別会計および西部土地区画整理事業費企業会計（四四年）であり、これを見てもこの時期につぎつぎと都市開発事業が進展していった様子をうかがうことができる。

特に西部地域開発は、第八期市議会のもとで基本構想・事業計画から用地買収、そして工事着手と事業が具体化していった。

四四年度から四五年度の市議会で注目されたのは、この事業における民間デベロッパーの位置付けをめぐるものであった。民間デベロッパーを都市開発の主体として導入する考え方は、四三年五月発表された自民党の「都市政策大綱」で明らかにされたものであったが、金子市長も同様な考え方に立って、市の主体性を失わないで民間デベロッパーを西部地域開発事業の推進力とする姿勢を示した。工事が本格的に着手されるなかで、野党議員は、民間デベロッパーに有利な開発が行われることへの警戒感をしばしば表明して、あくまでも市民向け住宅建

設を中心理念として事業を進めることを強く求めた。

またこの時期には、長年の懸案である藤沢駅北口再開発についても基本構想が徐々に具体化しつつあった。

このように市域のスプロール化防止を理念とする積極的な都市開発施策が進められる一方、四三年二月の市長選挙が僅差であったことに見られるように、「福祉」「環境」施策の重視を求める市民意識も幅広く形成されていた。特に本章で記述する議員任期後半（四四年度～四五年度）には次期市長選挙もにらんで、こうした視点から市議会内における金子市政批判が強まっていた。

懸案の市民病院建設が実現されたものの、金子市長の都市開発重視の姿勢が、事実上きめ細かな福祉施策の切り捨てにつながっているという批判がしだいに大きくなっていったのである。特に、四五年度予算を審議した四五年三月定例会では、野党議員は一致してこの点を指摘した。

また、全国的な趨勢のなかで積極的な環境行政を求める声が与野党を問わずしだいに高まった。市議会は環境悪化を理由に新湘南港建設反対の姿勢を明確にしたり、市内の具体的な公害問題について指摘したりするとともに、河川をきれいにする都市宣言や建築協定に関する条例も可決した。

このような流れのなかで、次期市議会議員選挙を目前にした四六年三月定例会には、生活環境確保に関する基本条例や社会福祉関係費を重視した予算が提出された。任期中に明らかになってきた環境と福祉をめぐるうねりは、大きな波瀾となって市政と市議会を包み込むようになっていたのである。

第二節 昭和四四年度

一 昭和四四年四月臨時会（四月一六日）

四月一六日、市税条例の一部改正案を審議するため、一日間の会期で、四月臨時会が開かれた。提案された議案は原案のとおり可決されたが、都市開発部の汚職事件が発生したため、それに論議が集中した。

都市開発部汚職容疑事件

開会冒頭、金子小一郎市長が特に発言を求め、去る三月二九日、都市開発部組合施行指導課長が、他の関係者二人とともに贈収賄容疑で逮捕されたことに対して遺憾の意を表して陳謝するとともに、本人を懲戒免職処分としたのははじめ、市長、助役に減給、都市開発部長に停職一カ月等の処分を行ったこと、さらに、担当の佐藤信衛助役が辞任したことを報告した。そして、市長は今後研修などを通じて市職員の倫理使命感の涵養を図ると同時に、組織改善と人事の刷新、考査制度の積極的実施、報告制度の確立など不祥事件防止の対策を取ることを言明した。

今回の事件は、前年四月に都市開発部用地課で起こった事件に続くものであっただけに、市理事者はもちろん、市議会も大きなショックを受けた。議案を可決したのち、中西国夫（共産党）、番場定孝（藤政会）、加藤庄太郎（市政会）、高田辰三（革新議員団）の四議員による緊急質問が日程に追加された。

中西議員は、事実関係を確認したのち、二つの側面から金子市長に質問した。その第一は、前年の用地課汚職の場合は「財団法人藤沢市公共土地公社と用地課とのこの相関関係の中で起き」、今回は「組合施行指導課と財団法人藤沢市土地区画整理協会と、うらはらの関係で起きた」ことを指摘して、市民の監視を受けないところ、あるいは市議会の監督を受けない組織、受けたとしてもその監督の受け方の薄い組織のなかで、すでに二回、事件の発生を見たとして、こうした組織の本質をどのように考えているかと質問した。第二は、都市開発を区画整理組合方式で進めるという公約をした矢先に事件が生じただけに、その政治責任は免れないとして、四月七日に共産党が発表した市長の即時辞任を要求する声明に基づいて、「今回の事件を契機にして市民の信頼と名誉の回復を図り、政治責任をお取りになって辞任なさる御意思がおりかどうか」と厳しく追及した。金子市長は、第一の点について藤沢市においては公共用地の取得が困難なことから先行取得のため公社方式を採っているのであって、「もしこれがおわかりにならないようだったら議員としての資格はありません」と応酬した。また第二の点については、深く自分の不徳を恥じてはいるが、今ただちに辞職する考えはないと答弁した。

番場議員は、市長が千数百人の職員を直接監督することは不可能である、「一握りの人によって、二十数年にわたって本市の発展と市民の福祉に全生涯をかけられた金子市長の功績が汚され」、「仕事に全力を投じている職員を裏切り」、「一般市民の期待が完全に蹴散らされた」という点で、「今回のこの不祥事件は私の憤激に堪えない」と前置し、三点の質問を行った。用地課汚職が発生した際に開かれた前年四月二三日の臨時会で、市長が言明した再発防止策が着実に実行されたのか、再発防止の要と考えられる職員の精神面で、「最もむずかしい、最も重大な、また、最も核心が抽象的であるこの問題」をどう解決していくか、さらに、この事件をきっかけに表面化したかに思える庁内の停滞ムードを払拭するため、市長はどんな方策を考えているかと質問した。市長が停

滞ムード一掃のため職員との対話に留意したいと答えたほか、伊草昇企画管理室長が報告制度、行政考查制度について、桜井芳雄助役が公務員精神の高揚について積極的に取り組んでいくとそれぞれ答弁した。加藤（庄）議員は市政会を代表して、金子市長が藤沢市発展に果たした役割を高く評価しながら、市民サービス行政重視の市政が人事行政を犠牲にしてきた嫌いはないか、この際、科学的な人事管理体制の確立が必要なのではないか、「人の和」とともに人事管理に電算機の導入は考えられないか、さらに、常勤の監査委員を置く考えはないかと質した。市長も、それらの提案について積極的に検討を進める姿勢を明らかにした。

最後に革新議員団を代表して、高田議員は、今回の事件が課長職にある職員によって引き起こされていることに注意を喚起し、一六年間にわたる金子市政が庁内に「派閥的傾向」を生み、それが汚職の原因になっているのではないかと質問した。金子市長は「派閥というものは全然ない。また、高田議員が指摘したような職員の選挙運動というようなことが行われているとは考えられない」と答弁した。最後に、金子市長は「全力をあげて将来とも綱紀粛正に留意し、かつ市の発展と市民の福祉のために市職員が全力をあげてやっていただくことをこい願ひまして、そのつもりでやりたいことを申し上げて、ここに答弁にかえたいと思います」と、その所信を述べた。その後、臨時会は暫時休憩したまま、自然閉会した。

二 昭和四四年六月定例会（六月一六日～六月三〇日）

六月定例会は六月一六日に開会され、会期は三〇日までの一五日間と決定した。第一日の一六日には、土木費など二億二〇〇万円を追加する昭和四四年度一般会計補正予算（第一号）、老人福祉センターの新設に伴う老人福祉センター条例の制定、執行体制の強化等に関する事務分掌条例の全部改正など一五件の議案と三件の報告

案件が一括して上程され、市側の説明が行われた。第二日の一九日には、市長提案の議案、報告について質疑のち、公民館条例の一部改正など六議案が原案のとおり可決され、他は所管の各委員会へ付託された。

また四請願が上程され、紹介議員から紹介理由の説明後、各所管の委員会へ付託された。

二〇日から二三日にかけて都市建設、文教民生、総務企画の各常任委員会および交通改善対策特別委員会が開催され、議案九件、陳情五件、請願六件が審査された。

本会議第三日の六月二五日は、各委員会の審査結果の報告が行われたのち、討論、採決を行い、議案についてはいずれも原案のとおり可決、請願四件については保育料値上げ反対についての請願の一部を不採択とした以外は採択することを決定した。つづいて一般質問に入り、村上伸、広谷甲二（以上、公明党）、中西国夫、藤本清蔵（以上、共産党）、鈴木清治（市政会）、高田辰三、古郡民雄（以上、革新議員団）の七議員が、市民病院建設、藤沢駅北口開発の基本構想、辻堂駅羽鳥踏切の混雑問題などについて質問を行った。さらに、尾沢修治氏の監査委員再任と和田松太郎氏の収入役選任議案など追加議案七件が上程され、すべて可決・同意された。

会期最終日の六月三〇日は、まず石渡悦郎教育委員長が北部学校給食センター所管の市内九小・中学校で起こった食中毒に関して陳謝、丸山一雄教育長が説明したのち、三議員が緊急質問を行った。

つづいて、かねて委員会に付託してあった新湘南港建設反対の請願二件について、総務企画常任委員会の審査結果を、加藤三郎委員長（藤政会）が報告した。つづいて少数意見報告がされ、賛成・反対の討論のち、これら二つの請願は委員会報告のとおり不採択とすることに決した。

さらに、事務分掌条例が全部改正されたことに伴い、議員提案による常任委員会の所管事項を改正する市議会委員会条例の一部改正を可決したのち、常任委員・特別委員・議会運営委員・議会報編集委員の選任を行った。

第2節 昭和44年度

表44—1 各委員会正副委員長一覧

(昭和44年6月選出)

委 員 会	委 員 長 (会派名)	副委員長 (会派名)
総務企画常任委員会	渡辺 政雄 (藤政会)	林 誠八 (市政会)
文教民生常任委員会	葉山 キヨ (市政会)	平川 正雄 (藤政会)
経済観光衛生常任委員会	矢島 兵一 (藤政会)	関根 久男 (革新議員団)
都市建設常任委員会	古谷 正一 (革新議員団)	松山三之助 (公明党)
交通改善対策特別委員会	大野 裕史 (公明党)	小沢 定雄 (市政会)
藤沢駅北口整備促進特別委員会	高田 辰三 (革新議員団)	番場 定孝 (藤政会)
北部地域開発促進特別委員会	平川 正雄 (藤政会)	渋谷 彦三 (藤政会)
西部地域開発促進特別委員会	富田 泰 (市政会)	加藤 三郎 (藤政会)
市民病院特別委員会	落合 輝久 (藤政会)	関野 忠義 (革新議員団)
議会運営委員会	加藤庄太郎 (市政会)	斎藤正太郎 (革新議員団)
議会報編集委員会	加藤 三郎 (藤政会)	諸節 進 (革新議員団)

また、市民病院の理想的な実現を図るため市民病院特別委員会の設置も可決され、一六人の委員が決定した。

そのほか、藤沢市・茅ヶ崎市教育組合議員の選挙、監査委員の選任(鈴木清治氏)、農業委員会委員の推薦を行った。ついで健保持例法延長反対の意見書提出議案が提案されたが、これは否決された。

最後に一一件の請願が上程され、名誉市民条例制定の請願を採択、日米安保条約を廃棄し、沖縄県の即時無条件全面返還実現の請願を不採択としたほか、国鉄羽鳥踏切に跨線橋設置の請願など九件を各所管の委員会に付託し、閉会中に審査を行うことにした。

六月定例会は二五議案を可決、請願五件を採択、四件を不採択、九件を委員会に付託したほか、常任委員等の改選などを行って、六月三〇日に一五日間の会期を終了した。

行政機構の大幅改革

六月定例会で議員の関心を集めた議案は、昭和三十九年四月以来の事務分掌条例の全部改正（議案第一六号）であった。一年間に二度までも市職員による不祥事件が起こった背景には、大きな変貌を遂げつつある藤沢市の現状に市の行政機構が対応しきれないという構造的理由があることは衆目の一致するところで、今回の改正はそれに対応しようとしたものであった。提案説明で桜井芳雄助役は、今回の機構改革のねらいとして、(1)都市づくりの機能充実、(2)部門執行体制の確立、(3)行政窓口の整備という三本の柱を挙げ、それぞれについて次のように説明した。(1)については新たに建設局を設け、その下に建設企画部、都市整備部、都市施設部の三部と、藤沢駅北口再開発を促進するため藤沢駅北口再開発室を設置するとともに、土地対策の企画実施部門として土地対策室を置いた。(2)についてはこれまでの企画管理室、総務部などの全庁的な調整統合機能を再編成し、各実施部門にそれぞれ調整室を置き、その自立的執行体制を強化することを目指した。(3)については、税務市民部の設置とともに、環境整備課の設置等によって道路、環境整備等の窓口を統合した。具体的には、環境整備課を設置して公害対策、環境美化、道路、河川、広場等の清掃の一元化を図り、従来土木管理課、道路課、計画課、農産課等に分散していた道路関係業務を道路管理課および道路公園課に統合し、さらに苦情処理については、各実施部門の調整室がそれぞれ実務に直結した形で処理することにした。

六月一九日の本会議の質疑では、松山三之助議員（公明党）が西部開発事務局を建設局に置かない理由について質問した。桜井助役は、西部開発事務局は現在用地買収を進めており、今後その土地の管理・処分といった企業的な性格の仕事が、重要な業務になってくる。その点で、西部開発事業は、単なる区画整理事業とは異なると

いう点を強調して、将来は建設局に移行するとしても、当面は独立の形で進めたいと答えた。また、金子小一郎市長は、松山議員の質問に答えて、現在一人欠員の助役が決定した場合には、藤沢駅北口整備、南口整備、新都市計画法の線引き、西部開発などの建設関係、中央卸売市場、消費者行政などの経済関係など市行政のなかで今後大きなウエートを占める部分を担当してもらう意向を示した。

関野忠義議員（革新議員団）は、前回の機構改革において第一の眼目であった市長直属の総合的な企画調整の機能を持った企画管理室を廃止し、各部に調整室を設けた理由を市側に質した。市側は、各部の調整室に各課の庶務業務を集中するとともに、各部内の調整機能を持たせるため、市全体の総合的な調整機能は総務部企画調査室で行う体制にしたと説明した。鈴木清治議員（市政会）が部と調整室との関係について質問したのち、質疑を打ち切り、議案第一六号は総務企画常任委員会へ付託された。

議案第一六号について審査した六月二三日の総務企画常任委員会では、本会議で提示された諸問題を中心に、各委員から具体的な質問が出された。それに対して市側は、西部開発事務局は、現在用地買収と用地の管理・処分といった特異な仕事を行っているので、それが終われば建設局に統合することになるだろう。各部間の横の連絡は、毎週一回部長会議を開くほか、調整室会議・部門会議・専門会議を開いて連絡を密にしていこう。今回の改革は、管理部門を縮小して、実施部門の体制を強化することにより、各部門が一体となって事業を進め、市民サービスを向上させるようにすることを目的としたものである。機構改革による混乱を防ぐため、人事異動は同じ仕事に長く携わっている職員を中心にして、約三分の一程度行う予定であることを説明した。本議案について総務企画常任委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した。六月二五日の本会議では、加藤三郎総務企画常任委員長が議案第一六号の審査結果について報告したのち、藤本清蔵議員（共産党）が、(1)

建設局設置による都市開発重視によって、市民サービスがなかりにされることのないよう十分な均衡が図られるようにする、(2)電算機中心の職員配置によって職員の労働強化につながることをないよう求める、(3)職制の増加による下級職員の労働強化、信賞必罰の行きすぎに注意してほしい、という三点の意見を付したうえで賛成討論を行った。本会議も、全員異議なく議案第一六号を可決した。

市民病院建設基本計画への関心

藤沢市では、昭和四一年三月に市民病院の建設構想を発表し、翌四二年一月には市民病院建設準備事務所を開設して具体的な研究に着手した。そして、四三年五月には総合病院基本計画概要をまとめるとともに、翌六月には建設用地を現在地とすることが決まった。四四年に入ると建設への動きは、さらに急ピッチになった。一月に市民病院基本計画策定専門協議会が設置され、ここでの検討を経て二月には基本計画設計委託が行われた。そして、六月定例会の前後には、基本計画が確定するという段階にまで進んだ。六月一九日には議員全員協議会が開かれ、市側から市議会に対して市民病院建設について説明が行われた。

六月一三日に基本計画策定専門協議会が、市長あて提出した基本計画報告書によれば、病院は地下一階地上九階建てで、従来の内科・外科などの区分を廃止して、臓器別の構成を採ることとし、成人病センター、未熟児センターなど三センター、一一科が置かれることになっていた。また、市内開業医の紹介患者を優先するために、スクリーニング部（外来部）を置いて、外来患者に簡単な診察・検査を行い、市民病院での診療を受ける必要があるかどうかを判断し、必要のない場合には市内開業医を紹介するシステムとなっていることが最大の特色であった。

この会期で一般質問を行った七議員のうち、三議員が市民病院建設基本計画を取り上げた。

藤本清蔵議員（共産党）は、市長の説明によれば、差額ベッドの割合が他市では三〇パーセントから三五パーセントあるのに対して、藤沢では二〇パーセントにとどめたというが、市民の利益を第一とする観点からすれば、まだ多すぎるのではないかと。また、最高一日七〇〇〇円という差額ベッド料金は高すぎるので、その料金について再検討する考えはないかと質問した。金子市長は、現在の案は病院長や運営委員会の意見を聞きながら他市の状況を調査した結果によるものである。差額ベッドの割合については、たとえば横浜では三九・八パーセント、小田原では四三パーセントになっている事情も考慮したうえ、慎重に検討したいと答えた。鈴木清治議員（市政会）が、病原菌などで汚染されている恐れのある病院からの汚水対策について質問したのに対し、市長は洪水時の対策を含めて十分な措置を行うと述べた。古郡民雄議員（革新議員団）は、市民病院の基本計画に絞って、(1)耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科の患者が多いのに市内にはそれらの診療所が少ない。そうした状況にもかかわらず、診療科について特に「医師の紹介患者のみを中心とする」とうたった真意は何か。これらの診療科目については、付属診療所を設ける考えはないか、(2)外来部の医師は五人以内とされているので、患者数との関係で混乱が予想されるが、この外来部（スクリーニング部）の性格はどのようなものか、(3)差額ベッドによる収益の見通し、また将来は差額ベッドを廃止する考えはないか、(4)病院運営協議会の委員のうち、市の職員一人については市民病院に勤務する職員で組織される組合の代表を、学識経験者一人については一般市民から選任する用意があるかなどについて質した。市長は(1)については運営協議会に諮って問題解決を図りたい。(2)については、外来部にいわゆるゼネラルドクターとしての人材を集め、外来患者の一般的な診察を行ったうえで、必要な場合には専門の診療科へ送るという周到なシステムを採る考えであると述べて、このシステムへの理解を求めた。さら

に、(3)の差額ベッド収益についてはまだ不明であるが、差額ベッド全体については改めて研究を進めたい。(4)の運営協議会の委員についても慎重・公平に人選を進めると答えた。

このように、市議会では市民病院の建設に対する関心が大きくなり、最終日の三〇日の本会議でこれまでの市民病院建設促進特別委員会にかわって委員一六人からなる市民病院特別委員会を設置し、市議会として市民病院建設の基本計画について検討を進める態勢を整えた。

北部学校給食センター食中毒事件

六月三〇日の定例会最終日を前にした六月二七日、北部学校給食センター所管の市内九小・中学校で食中毒が発生した。

三〇日の本会議冒頭でさっそく、この問題が取り上げられ、まず石渡悦郎教育委員長が陳謝したのち、丸山一雄教育長が詳しく事情を説明した。それによれば、前日（二六日）の暴風雨によってパン工場が停電したため、パンの製造が不可能になった。パン工場からの連絡を受けて、北部センターでは七二〇〇食の給食用パンを確保するため努力を重ねたが、それが不可能となったので、急遽うどんに切り替えることにして、ゆで麺を市内指定業者に注文した。ところが、急いで製造したうどんが蒸れて痛んでいたため、これを食べた児童生徒など八五人が腹痛・下痢・吐き気などの症状を訴えたというものであった。

本会議では、松山三之助（公明党）、関野忠義、大久保さわ子（以上、革新議員団）の三議員が緊急質問を行った。加藤三郎議員（藤政会）は、質問を通告したが、内容が重複するとして質問を行わなかった。

緊急質問において、事実確認のほか議員たちが共通して問題にしたのは、当日の給食を中止するという機敏な措置がなせられなかったのか、緊急の事態に対して乾パンを準備するとか、自家発電装置を取り付けておくなど、事前の準備が不足していたのではないかという点であった。また、関野、大久保両議員は、これを契機に学校給食におけるセンター方式を再検討する必要があるかと質した。丸山教育長は、本年三月から集团的な調理方法の可否やその規模について学校給食共同調理方式調査委員会を設置して検討を進めており、これと相まって検討したいと答えた。

新湘南港建設反対請願の不採択

昭和四三年五月、茅ヶ崎市、藤沢市の諸団体によって「新湘南港建設反対協議会」が結成された。この協議会は、運輸省や県の動きから相模川河口に新湘南港を建設する計画が進められているのではないかと、もし大規模な産業港が建設されれば、自然環境・住環境が破壊されると主張して建設反対運動を開始し、同年六月二十四日、安藤元雄代表らは新湘南港建設反対の請願を提出した。請願は新港反対の理由として、自然破壊と観光への打撃、海水の汚濁、港と京浜方面を結ぶ通過車両による交通公害、新港周辺への工場進出による産業公害を挙げている。県がはつきりした態度表明を行わないこともあって、この請願は市議会で継続審査になっていた。また、同年一月一日には、同趣旨の新湘南港建設反対についての請願が湘南地区労働組合協議会から提出され、これも継続審査となっていた。

六月二三日に開催された総務企画常任委員会では、三月定例会でも県の調査結果を待つて判断するとして継続審査にした前記の二つの請願の扱いが大きな焦点となった。委員会は冒頭、議会議務局議事課長から県、運輸省



新湘南港建設反対請願の審査で静岡県清水港を視察

での調査結果を聞いた。それによれば、県では四三年度までに基礎調査を完了し、この結果を取りまとめたうえ本年度中に結論を出す予定であり、運輸省第二港湾建設局としては東京湾における船舶物資の増大などの現状から新湘南港建設について詳細な調査を行って、現在資料取りまとめ中ということであった。

委員会での論議は、判断を下すに足るだけの科学的資料はないので、「市の発展ということを十分考え、十分な調査資料に基づいて検討し結論を出すべきだ」と思う。したがって、継続審査とすべきだ」（富田泰委員・市政会）という立場と、請願提出以来すでに一年が経過し、委員の任期も迫っていることから、県の意向にかかわらず市議会として「採択か不採択かの結論をつける段階」（高田辰三委員・革新議員団）で、「都市化しつつある藤沢市のいろいろな悩み、矛盾というものを考えれば（新湘南港によって市の一層の発展をはかるという）」ものと考えれば（新湘南港によって市の一層の発展をはかるという）」という立場が対立した。委員会は、県に対してさらに具体的な資料提出を求め、会期中に再度委員会を開くことにして散会した。

茅ヶ崎市議会や寒川町議会が新港反対の態度を打ち出すなかで、六月三〇日、総務企画常任委員会が再度開かれた。委員会はまず加藤三郎委員長、仲戸川桃人、田中喜八郎両委員（以上、藤政会）から県の佐々井典比古副知事および土木部港湾課長等と面接した結果を聞いたが、ここでも何ら新しい進展はなかった。委員会の議論は

ふたたび「新港が建設されることによって予測される……交通禍、海の汚染、その上風紀上の問題があると思う。そういう点から考えてもマイナスばかりだと思う。いまちようど委員の交替の時期ですので、委員会の責任として結論を出すべきだと思う」（大久保さわ子委員・革新議員団）という意見と、資料のまとめがつくまで「もう少し結論を出すのを待つほうがいいと思う。ここでどうしても結論をつけてしまわなければならないということであれば、この請願に対して反対の態度をとらざるをえない。しかしこれは直ちに新港の建設に賛成ということではなく、現段階でこの請願を採択するだけの科学的根拠がないという意味である」（田中喜八郎委員・藤政会）という意見が対立した。委員会は採決の結果、二つの請願を不採択とすべきものとし、高田辰三、中西国夫、村上伸、大久保さわ子の四委員は採択すべきだとして少数意見を留保した。

同日午後開かれた本会議では、加藤委員長の審査結果報告、高田委員の少数意見報告が行われたあと、革新議員団を代表して関野忠義議員が請願を採択する立場から、藤政会、市政会を代表して平川正雄議員が請願を不採択とする立場から、共産党を代表して藤本清蔵議員が採択する立場から、また大野裕史議員が公明党を代表して採択する立場からおの討論を行った。

採決の結果、二つの新湘南港建設反対請願は委員会報告のとおり不採択となった。しかし、この不採択はあくまでも「資料のない現在の時点で結論を出すならば」という限定付きのものであったため、新湘南港は問題を残したままに終わった。

議員表彰

全国市議会議長会、関東市議会議長会、神奈川県市議会議長会から、広谷甲二（公明党）、関根久男（革新議

員団）、鈴木清治、加藤庄太郎（以上、市政会）、森井仁（藤政会）の各議員が一〇年表彰を受けた。また、神奈川県市議会議長会から、平綿宗司議員（市政会）が正副議長二年表彰を受けた。

三 昭和四四年七月臨時会（七月二二日）

七月二二日に、会期一日間で七月臨時会が開催され、九つの議案が提出された。

臨時会はまず、河川をきれいにする都市宣言、名誉市民条例の制定についてそれぞれ提案説明を聞いたのち、質疑・討論を行って原案のとおり可決した。名誉市民条例については、すでに六月定例会において名誉市民条例制定について請願が採択されていた。金子小一郎市長は、名誉市民の選定、特に政治家については十分慎重に行うと述べた。

つづいて六会行政センター新設工事等工事請負契約案件四件を上程、原案のとおり可決した。さらに坂田貢氏の固定資産評価員選任に同意、また秋山伝一前収入役の退職金関係二議案を原案のとおり可決した。最後に、山本悦三氏と青木保氏を市長推薦のとおり人権擁護委員として推薦することを決定して閉会した。

河川をきれいにする都市宣言

前定例会会期中の六月二三日に、厚生省は江の島海岸は、(1)透視度三〇以上、(2)COD（化学的酸素要求量）二PPM以下、(3)大腸菌は一〇〇ミリリットルあたり一〇〇〇個以下、(4)油膜を認めないという同省の水質基準に照らして、海水浴には適さないという、藤沢市にとってはショックな発表を行った。新聞・テレビ等は一斉にこのことを報道し、二〇日に海開きをしたばかりの江の島の観光業者は大きな衝撃を受けた。



河川浄化で実践活動をする市民団体

二三日に行われた一般質問で高田辰三議員（革新議員団）がさっそくこの問題に言及し、大腸菌などで汚染された「東洋のマイアミビーチ江の島を守るために、どのような覚悟で、どのような方策で市長は対処するか」と質問した。金子市長は、第一に塩素滅菌を強化するとして具体的には四年前から一カ所で行っているのにつづいて、今年から山本橋および下流で次亜塩素酸ソーダの投入を行っており、山本橋下流で民家約三〇〇戸に消毒液を配布して協力を求めるとともに、マリンランド、小田急、大安興業等については便所の消毒を行うことを誓約させたと述べた。さらに市長は、河川の汚濁については四一年一〇月から関係六市二町で協議会を作り、対策を講じてはいるが効果が上がっていないので、国・県に強く協力を要請する考えを表明した。そして、江の島観光を守るため、河川の汚濁防止については官民協力して、「不転転の決意で」問題に対処するという強い決意を示した。

市内を流れる境川、柏尾川、引地川、目久尻川および小出川等の河川汚濁防止への金子市長の強い決意を具体的な形で示したのが、七月臨時会に提案された「河川をきれいにする都市宣言」であった。提案説明で金子市長は、市はもちろん市民にも協力を求めて藤沢市が先頭に立って河川浄化に努めたうえで、関係市町村、県、国に対しても強

力に働き掛けていきたいと意向を表明、関野忠義（革新議員団）、広谷甲二（公明党）、田中喜八郎（藤政会）、藤本清蔵（共産党）の四議員が質疑を行った。関野議員は、河川浄化のための具体策、河川と関連して船の重油放出など海の汚染対策、さらに新湘南港について市長の考えを質した。広谷議員も、河川だけでなく宣言中に海という言葉を入れる考えはないか、宣言の効果をどう考えるか等について質問した。また田中議員は、ごみの不法投棄に対する反則金制度の導入に言及しながら、宣言による具体的な施策について質問した。藤本議員は、悪臭や引地川上流にある厚木基地から流出する汚水の対策を質した。

これらの質問に対して、市長はこの宣言は市、市議会はもちろん市民全体が河川汚濁に眼を開き、お互いに河川を汚すまい、きれいにしようという考えを持つようにする、つまり「この宣言そのものによってわれわれの心を引き締め、市民全体の心を引き締め、そして市全体が河川浄化に従事しようではないか、自分たちの市を流れる河川をきれいにしようじゃないか」という趣旨であると説明した。そして具体的な施策としては、すでに河川浄化実施本部を設置しており、これを中心として市民に対する啓発を強力に行い、さらに県・市合同で行われてきている河川浄化の監視・指導を徹底して、全市的な運動を展開すること。また、各議員から指摘のあった下水道の整備を早急に進めたいと述べた。この時期には、のちに見直されることになる境川流域下水道が河川浄化の決定打として期待されていた。

質疑の終結後、委員会付託を省略してただちに討論に入り、加藤庄太郎（市政会）、中西国夫（共産党）、佐藤樂造（革新議員団）の三議員が賛成討論を行い、ついで採決の結果、全員の賛成で河川をきれいにする都市宣言は原案のとおり可決された。

四 昭和四四年九月定例会（九月一日～九月二九日）

九月定例会は、同月一九日、一日間の会期で開会された。この会期には、市民病院建設費などを含む昭和四四年度一般会計補正予算や西部開発関係議案等二二議案と請願一六件、そのほか認定、報告案件など五件が提出された。

本会議第一日の一九日には、請願について閉会中に行った文教民生、都市建設、交通改善対策特別の各委員会の審査結果が報告されたあと、質疑、討論、採決が行われ、委員会報告のとおり採択三件、継続審査一件、不採択五件となった。不採択となったのは、文教民生常任委員会へ付託された学童保育についての請願、公立幼稚園についての請願など五件で、公立幼稚園についての請願は二委員が少数意見を留保したため、あわせて少数意見の報告が行われた。つづいて市民病院特別委員会から市民病院の基本設計を了承した旨報告があり、市議会もこれを了承した。

次に七月臨時会で可決された名誉市民条例に基づいて、金子小一郎市長から元首相で市内に住む片山哲氏と降旗徳彌氏（元松本市長）を名誉市民に選定したいという説明があり、中西国夫議員（共産党）が反対討論を行ったものの、市議会は賛成多数で同意した。最後に、一八議案と認定二件、報告二件が上程され、これらについて市側の説明を聞いて、第一日の日程を終了した。

第二日の九月二日には、第一日に上程された二二案件について質疑を行い、農業共済条例の一部改正など四議案を原案のとおり可決し、他を各所管の委員会に付託した。その後、ふたたび提出された新湘南港建設反対の請願等三件の請願が上程され、総務企画常任委員会へ付託された。

第三日の九月二十九日には、各委員会から付託議案等に関する審査結果報告が行われたのち、その報告のとおり一四議案を可決、認定二件を認定可決、請願については一件を採択、二件を継続審査とした。次に新都市計画法の線引きなどについて加藤三郎（藤政会）、小沢定雄（市政会）、中西国夫（共産党）、大野裕史、村上伸（以上、公明党）、加藤庄太郎（市政会）の六議員が一般質問を行った。その後、藤田恵子氏の教育委員任命、金井五郎氏の公平委員選任にそれぞれ同意し、新たに上程された請願四件を各所管の委員会へ付託した。

こうして九月定例会は提案された全議案を原案のとおり可決するとともに、認定二件を可決、請願については四件を採択、五件を不採択、三件を継続審査、四件を閉会中審査として閉会した。

西部開発関連議案の審議

昭和四一年七月、散発的な宅地開発を防止する対策を樹立するために県の企画調査部長が市を訪れたのをきっかけにして、本格的に開始された大規模宅地開発構想は、翌四二年一月西部開発基本構想として具体化された。

この基本構想は、施行面積二九〇ヘクタール、総事業費五七億円、開発手法としては土地改良事業の方法を取る等を主な内容とするもので、同年一月二三日の議員全員協議会で市議会側に説明がなされ、市議会でも西部開発特別委員会を設置して、詳細な検討を行う態勢を整えた。

その後、同年四月には西部開発事務局が設置され、地元説明会、関係機関への説明・調整が行われる一方、用地取得へ着手した。一二月には黒川紀章建築都市設計事務所から「藤沢市西部開発地域基本調査及び基本計画」（黒川報告書）が出され、計画はさらに具体的になった。黒川報告書は、開発地域人口を第一期三万人、第二期一万五〇〇〇人の合計四万五〇〇〇人とし、計画面積を四二五ヘクタール、四三年度から五年間で総事業費六六

表44-2 西部土地区画整理事業の概要

(昭和45年3月現在)

施行面積	338.4 $\frac{1}{2}$ - $\frac{1}{2}$		
土地利用計画	住宅用地	98.98 $\frac{1}{2}$ - $\frac{1}{2}$	(30%)
	保全農地	125.61 $\frac{1}{2}$ - $\frac{1}{2}$	(37%)
	教育施設用地	20.90 $\frac{1}{2}$ - $\frac{1}{2}$	(6%)
	道路用地	68.65 $\frac{1}{2}$ - $\frac{1}{2}$	(21%)
	公園緑地	19.67 $\frac{1}{2}$ - $\frac{1}{2}$	(6%)
	水路用地	4.59 $\frac{1}{2}$ - $\frac{1}{2}$	(1%)
事業範囲	整地工事	375万 m^2	
	街路築造工事	79465 m	
	水路改修工事	5707 m	
	下水道築造工事	159199 m	
総事業費	94億円		
財源内訳	保留地処分金	890444万円	
	公共施設管理者負担金	43752万円	
減歩率	合計	39.98%	
	公共減歩	17.54%	
	事業減歩	22.44%	

※昭和44年度西部土地区画整理事業費特別会計決算書による(茅ヶ崎市堤土地区画整理施行区域37.4ヘクタールを除く)。

八億円余と想定としていた。

四三年九月には、これまでの検討を踏まえて西部開発基本計画が作成された。それによれば、計画の概要は、(1)事業費一六〇億円、(2)人口四万一〇〇〇人(一次二万九〇〇〇人、二次一万二〇〇〇人)、(3)施行面積三八二・三五ヘクタール、(4)開発宅地処分民間六〇パーセント、公共四〇パーセント、(5)開発手法としては官民共同土地改良事業等という内容であった。この基本計画で四二年一月の基本構想を最も大きく変更したのは、保全農地を計画区域内へ編入したため、面積および区域内予定人口が増えたこと、住宅面積が約二九・五ヘクタール減少

したにもかかわらず、開発地域人口三万人を確保するため低層住宅を約半分にする反面、高層住宅が約二倍に増大したことであった。

開発手法については、さらに検討が加えられ、四四年四月には開発手法として土地区画整理事業方式を取ることが決定し、五月一三日付建設省告示によって最終的に確定した。

用地取得が九〇パーセントに達した段階で、この九月定例会に西部開発関係議案が提出された。関係議案

は、四二年以来公共土地公社の特別会計とされていた西部開発事業について新たに西部土地区画整理事業費特別会計として設置する議案第四六号特別会計条例の一部改正、西部開発を市の区画整理事業として実施し、これに企業会計財務規定を適用する公営企業とするための議案第四七号藤沢都市計画事業西部土地区画整理事業に係わる公営企業の設置等に関する条例の制定、そして議案第五四号四四年度西部土地区画整理事業費特別会計予算の三件であり、ほかに報告第四号公共土地公社の経営状況中の特別会計西部開発事業の決算に関する書類部分が関係していた。

西部関連議案について質疑を行ったのは、関野忠義（革新議員団）、中西国夫（共産党）の両議員であった。基本計画に則して総括的な質疑を行った関野議員は、公営企業設置条例第三条（経営の基本）に「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあるのに関連して、(1)開発区域内に市営住宅を確保する考えがあるか、(2)住宅用地の民間会社と市の確保分（住宅公団、県住宅供給公社、市営住宅等）の比率を現在の六対四から五対五にすることはできないか、(3)市の確保分のうち一般市民向け分譲用地の割合はどの程度か、(4)経済性の観点から高層化が考えられているようだが、低層住宅を中心にして、「湘南の住宅都市としてふさわしいような開発方式をもって臨むべきだと思うがどうか」と市長に質した。金子市長は、開発区域内に低家賃の市営住宅を確保することについて、西部開発全体の状況を説明して、保全農地や緑地帯として残す部分が多いこと、道路・公園・学校等の敷地を確保しなければならないこと、城山城址周辺を文化財として保存する必要がある一方、他方では減歩率をこれ以上上げることが不可能であるため保留地が減少し、また事業費を生み出すために、住宅用地の単価が相当高くなってしまったことを指摘した。そして、「市民第一」の立場は変わらないが、低家賃の市営住宅については「これを放棄したわけでは

ありませんし、ときによっては放棄する部分も出てくる」と述べた。つづいて熊山喜三郎西部開発事務局長は、「この事業が相当きびしい」ものであるという基本認識を示したうえで、(2)については六対四の比率を維持したいこと、(3)については、市民分譲スペースは約七〇〇戸分が確保されていること、(4)については可能な限り低層住宅を取りたいが、経済的な理由から高層住宅を多くせざるを得ない事情を説明し、理解を求めた。

関野議員は、事業費負担の増大によって民間デベロッパーへの譲渡分を増やし、市民分譲スペースが減少するようなことになるば、「西部開発というものは、一体だれのためにやったのだというそしりを免れない」として、公営企業設置条例第三条という公共の福祉増進を主眼に置いて事業を進めることを主張した。

中西議員は、四四年度の西部土地区画整理事業費特別会計予算に関連して、従来は一六〇億円といわれている事業費総額の見込み、および大庭城址の保全対策を国、県との関連を含めて質問した。熊山西部開発事務局長は、総事業費については一六〇億円を基本とするが、相当の増嵩が予想される。大庭城址周辺地域の約三万七〇〇〇坪は、市、企業者、県さらに国にも働き掛けてぜひ保存したいと答弁した。また、市長もその地域を城址公園・運動公園として保全するという姿勢を改めて明らかにした。本会議での質疑ののち、議案第四六号は総務企画常任委員会へ、議案第四七号、第五四号は都市建設常任委員会へそれぞれ付託された。

西部開発関係の議案審査の中心になっていたのは、都市建設常任委員会であった。議案第四七号については、委員から企業会計を適用することによって経済性が重視され、公共性が軽視されることはないかという点がふたたび質されたのに対して、市側は事業財源は保留地処分金で賄うもので、企業会計の適用によって経済性を加味することになるが、土地の処分にあたっては十分配慮すると答えた。委員会では議案第四七号を原案のとおり可決すべきものと決定した。また、新規事業として街路築造五二二〇メートル、排水路改修一〇六二メートル、整

地工事五万二五〇〇平方メートルの工事費等を含む議案第五四号も可決すべきものと決した。九月二十九日の本会議は、西部開発関連三議案を原案のとおり可決した。これによって、この事業はいよいよ本格的な実施段階へと入った。

なお九月一〇日には、西部地域開発促進特別委員会が開催され、市側から経過報告を受けた。

補正予算の審議

九月定例会で審議の中心となったもう一つの議案は、四四年度一般会計補正予算（第三号）であった。この補正予算には、七月臨時会で可決された河川をきれいにする都市宣言に関連した実践活動対策費、市民病院建設事業費として三カ年継続費総額一五億九六〇〇万円余を設定し、その年割額九八五〇万円余、さらに四三年の新しい都市計画法施行に伴う関連事業費などが含まれていた。本補正予算は、総務企画常任委員会の審査を経て、九月二十九日に可決された。

河川浄化対策

この補正予算には下水道や不燃物対策とは別に、新たに七七五万円あまりの河川浄化対策費が計上されていた。それによれば河川浄化に関する啓発活動とともに、堤堰敷・中洲等の雑草焼却、不燃物収集、川底のごみ処理など市民とともに浄化実践活動を行う費用が計上された。議案が付託された総務企画常任委員会では、この程度のコストで河川浄化ができるのかという質問も行われたが、市側は十分な予算とは思っていないが、河川浄化は長期的に実施する必要があるもので状況に応じた施策を行うとした。

九月二十九日に行われた一般質問においても、大野裕史議員（公明党）が河川をきれいにする都市宣言について、八月初めに関係市町に協力を呼びかけたというが、その反響はどうか、八月二十六日の市民大会決議に「川に

ごみを捨てない」という一項があったが、取り締まり違反者の状況および市民の反響はどうか、「官民一体」となった運動の実態はどうか等七項目を質した。金子市長は、国・県の補助金、起債の増額を求めて、なるべく早く川の両側に遮集管を埋設するなど下水道整備を鋭意進める意向である。一〇月には市民の河川浄化実践団体が結成される予定であり、すでに市長、助役、市議会議長、副議長などはもちろん市民代表も県や関係市長に対して河川浄化の申し入れを行った。また市長を先頭に市の部課長も参加して川をきれいにする実践作業を行う一方、不燃物の対策を考えて、水質の浄化、あるいは川にごみを捨てることを防ぐという方針を漸次市民に浸透させ、お互いが相協力してきれいにしていく方向で努力し、かつ推進を図りたいと市長の考えを表明した。なお、十一月五日には市内の諸団体によって「河川をきれいにする市民の会」が結成され、藤沢市民は清流を取り戻す決意を新たにした。

市民病院建設

市民病院建設は昭和四六年一〇月の開院を目指して、着々と進行していた。九月定例会前の九月五日、一七日に開かれた市民病院特別委員会では、成人病対策と検査部門の充実および臓器別診療体制の採用という基本計画の観点から、基本設計についての検討が行われた。委員会に説明のため出席した設計事務所側は、「病院の特色としては、一階を外来患者の受付診療、二階を特別診療とし、また機械設備等の適切な配置により能率的な機能を發揮できるようにした」と説明した。これに対して委員会は、待合ホールの拡充とそれに伴うエレベーターの移転、受付窓口の能率的運用等を実施設計で取り入れることを要望して、基本設計を了承した。九月一九日の本会議で、落合輝久委員長（藤政会）が、特別委員会では基本設計について了承したことを報告し、了承された。

こうした経過ののち、補正予算に市民病院建設関連予算が計上された。市民病院建設費の総額は一五億九六二

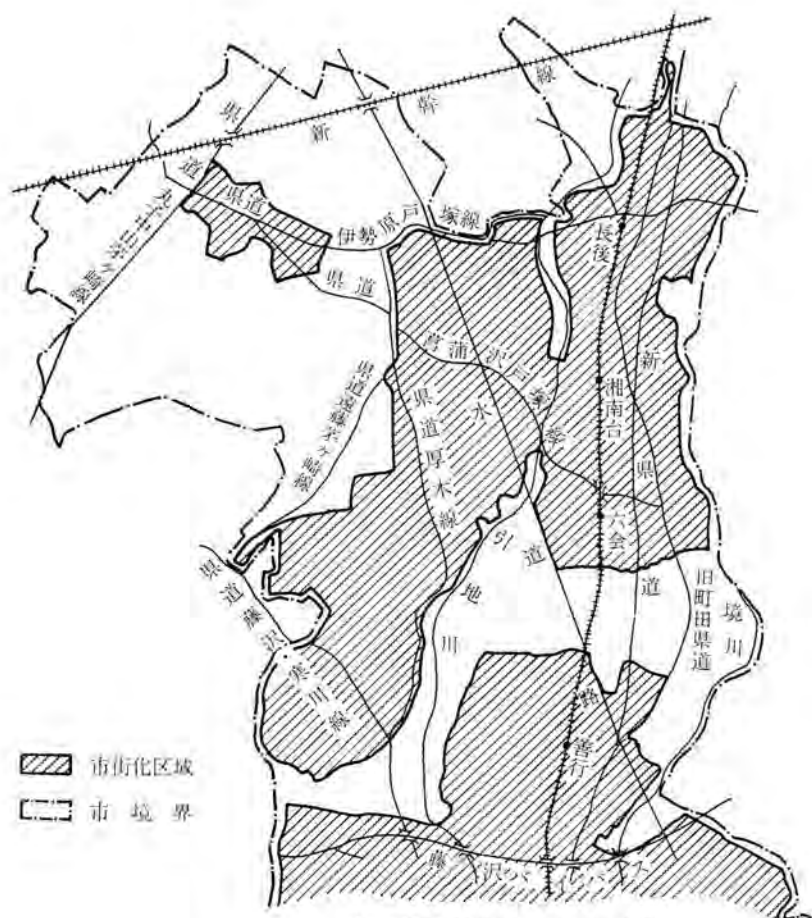
六万円で、四四年度が九八五六万円、四五年度が一億三〇六三万円、四六年度が三億六七〇六万円と、三カ年の継続費として設定された。市側の説明によると、三年の継続費にしたのは、事業費が巨額で、かつ事業の内容も複雑多岐にわたっているためであった。

本会議の質疑および総務企画常任委員会の子算審査では、医師、看護婦の確保対策が取り上げられた。市側は、医師についてはすでに決定している病院長予定者の権限であり、医局は横浜市大を中心として東大系列の医師によって構成されると承知している、看護婦については、開院時に一一〇人を確保する目標を立てていたが、病院の機能面や勤務体制から一五〇人を確保することが必要となったので、建設中の附属高等看護学院の学生のほか、全国的に募集したいと述べた。さらに、宮代広三郎市民病院建設事務局長は、「全国の病院が非常に看護婦の増員をはかっており……この確保は非常に困難だと予想しておりますが、何とか開院時には支障のない看護婦数を確保したいということで努力するつもりでございます」と答えた。

新都市計画法による線引き問題

昭和四三年、旧都市計画法（大正八年制定）に代わって、新しい都市計画法が制定された。新都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、新たに都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けることにした。市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域およびおおむね一〇年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域で、市街化調整区域とは市街化を抑制すべき区域である。すなわち、市街化区域に公共投資を集中して都市施設等を整備する一方、市街化調整区域内では開発を抑制することによって、無秩序な市街地の拡散による都市環境の悪化などを避けようとしたものである。

第2節 昭和44年度



(以下南部地域は全域市街化区域)

《『広報ふじさわ』469号 昭和44年12月10日号により作成》

図 市街化区域・市街化調整区域“線引き”県素案図

四四年六月に新都市計画法が施行されたので、藤沢市議会では、八月一六日に都市建設・経済観光衛生常任委員会連合協議会を開いて都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる「線引き」について協議した。説明に立った大林順一郎建設局長、渡辺幾造建設企画部長は、一〇年後の人口をおおむね三七万人と予想すると、この人口は現在用途地域に指定されている地域で十分収容できる、したがって、市としては用途地域指定済地域の一部である西俣野地区、新田地区等一〇八・八ヘクタールを調整区域としうえ、市街化区域は残りの用途地域約四七五〇ヘクタールとする市の素案（県一次素案修正）を県に提出したと述べた。

委員からは、市素案の決定までに市民の意向を尊重して公聴会を開催したり、議会に相談するなどの手続きが必要ではなかったか。特に、農民の要望をどのように組み入れたか。さらに、市街化区域内の農地の税金はどうなるのかなどについて質問が出された。市側は、市議会や農協との調整は当然であるが、県が公表しないではという意向であったことや藤沢市の場合には総合計画およびその後の調査が行き届いているため、県素案は公表しなかった。次の段階の案については、公聴会を開きたい。農民の意向については、都市計画審議会に臨時委員として農民代表を加える、市街化区域内農地の税金は当面は農地として課税され、公共施設が整備されたとき宅地並みとなる方向であると答弁した。藤井金蔵議員（市政会）は、線引きは重要問題なので農業団体等の意見をよく聞き、応じられるものは聞いてもらいたい。松山三之助議員（公明党）は、県の方針や指示どおりなく、住民福祉の観点に立って調整を図るようにと、それぞれ要望した。定例会の会期中の八月一九日には議員全員協議会が開かれ、線引き問題について協議された。

九月定例会の一般質問でも、この問題が取り上げられた。加藤三郎議員（藤政会）は、(1)市長は公聴会を開けないと述べているが、新都市計画法では必要があれば公聴会を開いて住民の意思を反映させる措置を講じること

になっているが、どうか、(2)市街化区域の整備をどのように進めるのか、その経費と財源について、(3)市街化調整区域の農業振興策としてどのような施策を考えているか等の諸点について質した。金子市長は、(1)については、本市では九月一六日から七会場で九地区を対象に説明会を開催したが、それほど強い不満や要望はなかった。(2)の市街化区域内の整備計画については現在建設局で策定中であり、本年度中には結論が出されるはずである。また、(3)については、農業構造改善事業をさらに推進するため国に資金援助を求めると答えた。また、中西国夫議員(共産党)が、説明会で住民から出たと思われる市街化区域内農地の固定資産税評価等について質問した。金子市長は、この問題は国レベルでの調整がつかないので不明であると答弁した。九月定例会終了後の三〇日には、ふたたび線引きに関して議員全員協議会が開かれ、市側の説明に対して議会側の要望が示された。

新都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の線引きは、一月には県二次素案が確定、四五年一月二二日に藤沢市民会館で公聴会が開催され、順調に手続きが進行した。同年六月一〇日には藤沢都市計画の線引きが県告示四九五号として決定し告示された。決定した市街化区域面積は、四六七八ヘクタール、市街化調整区域面積は二二八五ヘクタールであった。

五 昭和四四年一二月定例会(一二月一二日～一二月二〇日)

一二月定例会は、一月一二日から二〇日まで、九日間の会期で開かれた。第一日の一二日の本会議は、都市計画街路辻堂相模原線の設計変更、新湘南港反対など六件の請願を閉会中に審査した都市建設常任委員会、交通改善対策特別委員会、総務企画常任委員会から審査結果の報告をしたのち、報告のとおり三件を採択、三件を継続審査にした。つづいて、土地開発基金条例、高等看護学院条例の制定等一〇議案が上程され、それぞれの議案

について市側が説明したあと、昭和四三年度一般会計・特別会計決算認定議案が上程され、金子小一郎市長が大纲を説明した。

第二日の一五日の本会議は、第一日に上程された各議案等について質疑が行われ、古里団地の増築に伴う市営住宅条例の一部改正等三件を原案のとおり可決、他を各所管の委員会に付託した。四三年度決算認定については、定数一六人をもって四三年度決算特別委員会を設置して、審査を行うことにした。また、言語障害児教育の実施など二件の請願について紹介議員の説明を聞いたのち、文教民生常任委員会へ付託した。

最終日の二〇日の本会議は、各委員会から審査結果が報告されたあと、報告どおり七件の議案を原案のとおり可決、請願二件を採択、一件の取り下げを承認した。つづいて、落合輝久市民病院特別委員長が一八日の特別委員会で審査した市民病院の実施設計について中間報告を行った。特別委員会で市側は、(1)成人病対策を重点とした検査部門の充実、(2)市民に対する高度医療の場の提供、(3)能率的な機能を発揮することの三点を目標にして、実施設計を作成した。建設工事にかかる市民病院は、本館面積一万四三三平方メートル、内訳は病棟部分五二〇〇平方メートル、外来部分二二〇〇平方メートル、中央診療部分三四〇〇平方メートル、管理部分一一〇〇平方メートル、サービス関係二四〇〇平方メートルで、四五年一月中旬に建設工事の入札、一月下旬工事請負契約の議決を行い、二月上旬には起工式、四六年六月末には工事完了、一〇月一日開院予定という建設日程が明らかにされた。本会議で委員会報告は異議なく了承された。

その後、一般質問に入り、佐藤榮造（革新議員団）、鈴木清治（市政会）、古郡民雄（革新議員団）、中西国夫、藤本清蔵（以上、共産党）、関野忠義、高田辰三（以上、革新議員団）、富田泰（市政会）、大久保さわ子（革新議員団）の九議員が、河川浄化対策と流域下水道計画、新湘南港計画、国鉄貨物ヤード跡地利用、新都市計画法

による線引き問題など市政全般に関して質問した。

ついで、一二月定例会で議員から何度も問題にされた国鉄貨物ヤード跡地利用に関して「国鉄藤沢貨物駅跡地の貸与に関する意見書」の提出を可決、請願四件を各所管の委員会へ付託して、一二月定例会の議事日程を終了した。

公共用地の取得対策―土地開発基金条例・債務負担行為の変更

急激な都市化の進展とともに藤沢市においては地価の高騰が激しく、未利用土地がますます減少するなどの事情から、都市づくりに不可欠な公共用地の先行取得が次第に困難になってきていた。こうしたなかで、自治省は、都道府県、政令指定都市および人口一〇万人以上の市に土地開発基金の制度を設ける行政指導を行った。そこで、藤沢市は一二月定例会に、既設の公共土地公社のほかに、新しく土地開発基金を設ける議案第六三号土地開発基金条例の制定を提出した。

この議案を提出した理由について、市ではすでに公共土地公社を設けて高騰する公共用地確保のための経費負担軽減を図っており、また国においても、財政上の措置として、さきに公共用地の先行取得債制度を設けたが、これも需要に応じるだけの資金枠に至らず、「焼石に水」といった感じである。そこで、今回これらを一歩前進させる意味で「土地開発基金制度を設け、両者を総合的効率的に運用することによって、土地問題を早期に解決し、地方公共団体の公共施設を促進しよう」とするものであると説明した。土地開発基金条例は、「市の公用もしくは公共の用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地を取得することにより事業の円滑な執行を図るため」基金限度額を五億円（本年度は一億五〇〇〇万円）とする基金を設置するという内容であ

った。

本会議の質疑は、公共土地公社と本基金との関係に集中した。大久保さわ子議員（革新議員団）は、本定例会に提出されている補正予算によれば、公共土地公社に対する債務負担行為の損失補償限度額は五〇億円になっているが、わずが五億程度の基金を創設する効用は何か、公共土地公社との二本立てを考えているのかと市側に質した。伊草昇総務部長は、この基金は国の行政指導によるものであり、五億円の額も国の指導方針による算出基準によった。債務負担行為と直接の関係はないが、本市ではこの基金を公共土地公社に貸し付け、公社がこれを金融機関に預金することによって、公社に対する金融機関の資金融資枠を広げるといふ運用方法をとると答えた。関野忠義議員（革新議員団）も、公社との関係で基金の運用方法についてさらに詳細な説明を求めた。伊草部長は、公共用地の確保については、土地開発基金をもとに地方公共団体が直接行う方法、地方公共団体から基金を公社に貸し付け、業務を委託する方法、そして地方公共団体から公社に基金を貸し付け、金融事情・融資枠の観点からこれを金融機関へ預金してより多くの融資を受ける方法があるが、本市では自治省とも相談したうえ、市と公社との一体性を強く考えて第三の方法を採ることにしたと説明した。

議案第六三号を審査した総務企画常任委員会では、その有効性や条例内容に関して次のような質疑応答が行われた。

まず、本年度の基金一億五〇〇〇万円は、山積する行政課題の解決に回したほうが有効ではないかという質問に対しては、市側は公社の金融事情が悪化しているので、一億五〇〇〇万円を貸し付けることにより、公社は数億円の借入が可能となり、公社の運営には大いに貢献すると述べた。

基金により企業的事業は行わないのであれば、条例第四条の益金処理の規定は不必要なのではないかという質

間に対して、行政指導で事業収益的な事業を行うことも示されているため、その措置として加えられた規定であるが、本市は、収益的事業はしばらくの間行わず、市から委託を受けた公用地以外は買わない予定であることを明らかにした。

また、行政指導があるから設けるというもので、積極的にやる意義はないように思われる。基金の制度を設けないで、公社に金を貸しても実態は変わらないのではないかと質問に対して、基金を公社に貸し付けることによって、資金に強調性を持たせることができ、資金調達に大きな効果がある。都市づくりの現状から公社の役割は重要で毎年買い戻し額が多額に上っていることなどの状況を考えあわせると、基金が「注射」の役目を果たし、効果があると思うと答えた。さらに金融事情の悪化から債務負担行為をしても資金の手だてができない場合もあるが、基金設置の趣旨は、事業的センスを持つことで、公共土地だけでなく準公共的な仕事も取り入れていくべきだという考え方によるものである。したがって、当面は公共用地の取得を行うが、将来企業的な考えを導入した場合は、基金を核として運営することになる。これが、基金の本当のねらいであると答えた。

こうした質疑ののち、総務企画常任委員会は、議案第六三号を全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。二月二〇日の本会議でも、委員会の審査結果とおり土地開発基金条例を原案のとおり可決した。

土地開発基金設置のほかに、一二月定例会には、もう一つ公共用地確保に関連した議案第六六号四四年度一般会計補正予算（第五号）が提出された。この議案は水洗便所改造に要する貸付金、植木育苗施設の設置など農業構造改善費、鵠沼中学校改築費等二億三三八万円を補正するとともに、債務負担行為の補正において公共土地公社の損失補償限度額を三〇億円から五〇億円に引き上げるといった内容のものであった。債務負担行為の変更について、伊草総務部長は、今後の公社運営は市政の「前衛」として、その計画的かつ効果的な展開が要求される

とともに、資金の借入、償還能力への配慮、健全財政の確立等を基本にして難局を切り抜けるためであると説明した。市側は、「先行取得の急を要するもの」として、具体的に(1)県の依頼に応じるため、六会駅または湘南台駅周辺に県立工業高校敷地約六万平方メートル、(2)藤沢バイパス北側清水地域に将来の下水処理場予定地として約八万平方メートル、(3)藤沢駅北口再開発等都市づくりを進めていくうえで必要な用地の確保を示した。

本会議の質疑では、平川正雄議員（藤政会）が、県立工業高校および下水処理場の予定位置、北口再開発のポイントとなる国鉄藤沢貨物駅跡地の処理見通し、下水処理場建設と下水道行政、さらに今回債務負担行為に当然入ると思われたにもかかわらず見送られている中央卸売市場用地取得の見通しを市側に質した。中央卸売市場問題について、市側は四市場の合併が鍵になると答えた。番場定孝議員（藤政会）が四社の統合を前提条件として用地買収にかかわるのかと質したのに対して、貝塚吉雄経済部長は、市内四市場のうち三市場は中央市場設置に賛成しているが、一市場は統合された中央市場の荷受け機関には参加しない意向である。市としては三市場の統合での設置も研究中であると述べた。

議案第六六号の一般会計補正予算は、総務企画常任委員会の審査を経て、六月二〇日の本会議で原案のとおり可決された。

国鉄藤沢貨物駅跡地と北口再開発

昭和四四年一〇月一日、市内宮前に国鉄湘南貨物駅が開業した。この駅は、東京―小田原間の複々線化など東海道線の輸送力増強のために国鉄が進めていた新鶴見―小田原間の貨物駅集約によって生まれたものである。湘南貨物駅の誕生によって藤沢駅での貨物取り扱いが廃止されたので、駅構内の貨物ヤードは遊休化した。



再開発が始まる藤沢駅北口の現況

ちょうどその時期に、藤沢市では藤沢駅北口再開発について本格的に検討作業を始め、四四年一月二日と一月一〇日に市議会の藤沢駅北口整備促進特別委員会に対して、市側から次のような基本的な考え方が示された。

市側の説明した主な内容は、(1)駅舎は橋上駅舎とする、(2)広場は立体化し人車分離を図る、(3)再開発区域内には三〇〇台程度の駐車場を建設する、(4)施設建設物延面積は一〇万平方メートルを目標とする、(5)再開発手法は都市再開発法の適用により、一部地区は組合施行とする、(6)四六年以降工事に着手し、五〇年までに完成するというものであった。

市としても市議会としても、この藤沢貨物駅跡地を北口再開発の一つのポイントと考えていた。さきに述べた一般会計補正予算の審議における平川議員の質問に答えて、市ではすでに九月、一月に国鉄東京南鉄道管理局に対して市の北口再開発事業に対する全面的な協力と、跡地を当面バスの発着場に一時貸し付けてほしいという二点について陳情した。これに対して国鉄側は、「当該地は現在のところ当局の事業用地として使用計画があり、また今後東海道線増工工事施工等との関連もございますので、貴市の具体的計画の御提示を待って協議・検討を進めたいと存じます」と、二月九日付で回答してきたことを明らかにした。

藤沢貨物駅跡地の北口再開発事業への利用問題については、一般質

間でも藤本清蔵議員（共産党）が言及するなど、市議会の関心は高く、一般質問の終了後、運輸大臣、国鉄総裁に対して「国鉄藤沢貨物駅跡地の貸与に関する意見書」を提出する議案が上程された。高田辰三議員（革新議員団）が提案理由の説明で述べたように、この意見書提出は、国鉄との折衝が難航している現状に対して、北口再開発を理想的に実現するため、市議会としても、国鉄当局へ要望しようという藤沢駅北口整備促進特別委員会の意向によるもので、意見書の提出は異議なく可決された。

昭和四三年度決算認定の審議―民間エネルギー導入論

会期初日の一二月一二日、四三年度一般会計および特別会計歳入歳出決算の上程にあたって、金子市長は、都市化の急激な進捗と人口の急増によって生活環境が悪化し、公共施設の立ち遅れから都市公害や都市機能のまひを引き起こす一方、市民意識の面からも「地元型市民連帯」から「メトロポリス型住民」への変化が見られるようになってきたとした。こうした変化の中で、四三年度は「産業と文化の調和のある住みよい都市」実現に向けて「住みよい市民生活」、「安心できる市民生活」、「伸びゆく市民生活」の三本柱を中心に施策を行った。主要な施策として、「住みよい市民生活」については、北部第一土地区画整理事業の進行、西部開発、北部第二土地区画整理事業への本格的着手、藤沢駅南部土地区画整理事業の推進（達成率八一パーセント）、北口再開発のための土地先行取得などを挙げ、「安心できる市民生活」については最重点施策としての交通安全対策とともに市民病院建設計画策定、老人福祉センターの建設を行った。さらに、「伸びゆく市民生活」については、義務教育の充実等のほか、四三年一〇月には市民会館が開館し、九月には住民による地域活動の拠点として、従来の支所業務を集約した行政センター制度を発足させたと述べた。

最後に市長は、今後七カ年間の公共投資需要額は一二〇〇億円になるが、市税の充当可能額は一二五億円にとどまるので、税財政制度の改善を働き掛けるだけでなく、利益の多い分野の施策については、計画の立案、規制だけを市が担当し、実施にあたっては、民間エネルギーを導入して、それぞれに委ねたいという考えを明らかにした。

質疑で佐藤榮造議員（革新議員団）が、金子市長の表明した民間エネルギー導入論の真意を質した。市長は都市開発事業は市単独では不可能なので、民間デベロッパーに市が条件を付けて公共的性格を持たせながら仕事を進めたい。さらに、資本の投下が遅れると、かえって費用がかかることから、民間のエネルギーによって、早い時期に都市基盤整備を行いたいという考えによるもので、大資本に市の主体性が侵されるような形ではないと答弁した。

四三年度決算の認定については、定数一六人で昭和四三年度決算特別委員会を設置、一月二十五日の委員会で加藤庄太郎委員長（市政会）、渋谷彦三副委員長（藤政会）を互選したのち、審査日程を翌年一月二三日から一七日とすることを決定した。

六 昭和四五年一月臨時会（一月二〇日～一月三〇日）

当初、一月二〇日から二四日まで五日間の会期で開かれた一月臨時会では、昭和四三年度決算が審議されたが、その後、新湘南港について市議会の最終的な態度を決定するため、会期を三〇日まで六日間延長した。なお、市議会内の保守系二会派に合同の動きが見られた。

保守二会派の改称

四五年一月二四日、これまでの藤政会第一クラブ、同じく市政会は藤政会第二クラブに改称した。藤政会第一クラブには田中喜八郎議員を幹事長として一三人の議員が所属、藤政会第二クラブには山口倉吉議員を幹事長として一〇人の議員が所属した。

四二年五月の市議会議員選挙後、二四議員によって結成された藤政会は、議長選挙のしこりなどから複雑な合従連衡を繰り返したが、四二年一〇月以降に、藤政会一四議員（四三年七月二八日、秦野正雄議員の死去により一三議員となる）、市政会一〇議員の保守二会派に分かれた。

その後、合同の動きが生じ、四四年一二月になるとその動きが活発化した。前回の市長選挙で一五〇〇票差まで革新候補に追い上げられていた保守陣営は、金子小一郎市長の引退が決定的であることもあって、ほぼ一年後に迫った次期市長選挙に危機感を強めていた。さらに、一二月二七日投票が行われた第三二回衆議院議員総選挙の市内での投票結果は、保守陣営の得票数約三万票に対して、革新陣営の得票数が約五万四〇〇〇票であったことから、次期市長選挙での保守派の勝利はきわめて難しい状態が予想されていた。

こうした状況の中で、金子市長に代わる強力な候補者を選ぶためには、保守会派の一本化が必要であるという認識が保守陣営に高まった。しかし、この合同交渉のなかで、市政会側が新たに結成される統一会派名を藤政会とすることに反発した結果、保守会派の合同を前提として藤政会第一クラブ、藤政会第二クラブへの改称となったのである。

昭和四三年度決算の認定

一月二〇日の本会議では、会期を二四日までの五日間と決定したのち、一二月定例会後、決算特別委員会で審査していた四三年度決算について、加藤庄太郎決算特別委員長が、予算の執行により期待した行政効果の確認、未執行額・収入未済額の生じた理由、財産備品の管理状況等を重点に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決定したと報告した。そして、(1)地方財政確立のため国に対して、地方財源の確保について積極的に運動してほしい、(2)超過負担解消のため、補助基準単価の引き上げ等について一層努力してほしい、(3)市有財産の増加ならびに多様化に対処するため内部けん制制度の確立等、管理の万全を期してほしいという三点について要望意見を付したことも報告した。藤本清蔵議員（共産党）が業務の民間委託を批判するなどの反対討論を、落合輝久議員（藤政会第一クラブ）が賛成討論を行ったのち、本会議は賛成多数で委員会報告のとおり、四三年度決算を認定することを決定した。

つづいて、提案された市民病院の本館新築請負契約、四四年度補正予算など一二議案について市側が説明した。

翌二一日の本会議では、各議案について質疑、討論が行われ、市民病院の新築請負契約議案など二議案については原案のとおり可決・承認、他を総務企画常任委員会へ付託した。また、沿岸住民から提出された新湘南港建設反対の請願が上程され、紹介議員による紹介理由の説明ののち、総務企画常任委員会へ付託した。

第三日の本会議では、総務企画常任委員会から一〇議案に関する審査結果が報告され、いずれも委員会報告のとおり原案可決した。つづいて、新湘南港に関する請願二件について紹介議員の紹介理由説明ののち、総務企画

常任委員会へ付託した。この結果、総務企画常任委員会には合計五件の新湘南港関係請願が付託されたので、平綿宗司議長は六日間の会期延長を語り、これが決定した。

一月二八日に総務企画常任委員会が開催され、新湘南港関係請願五件と同趣旨の陳情二件の審査を行い、請願についてはそれぞれ採択すべきものと決し、陳情も趣旨了承と決した。最終日の一月三〇日の本会議は、総務企画常任委員会の審査結果報告とおり、新湘南港関係請願を採択し、さらに新湘南港建設反対の立場を明確に打ち出した「新湘南港建設構想に関する意見書」を可決して、一月臨時会は閉会した。

新湘南港関係請願の採択と建設反対意見書

新湘南港の建設反対の請願は、すでに六月定例会で不採択になったが、それは「資料のない現在の時点で結論を出すすべし不採択」という暫定的結論であった。そのため、その後も同趣旨の請願が市議会に提出され、また、一般質問でも話題となっていた。

九月定例会には、新湘南港建設反対協議会から請願第一六号新湘南港建設反対の請願がふたたび出され、紹介理由の説明に立った高田辰三議員（革新議員団）は、四五年三月までには県の調査も完了し、その結論が出されようとしている段階なので、市議会として最終的な結論を出すのは時期尚早とはいえない、茅ヶ崎市議会と同様、新湘南港が公害をもたらすという認識をもって、この請願を採択すべきであると述べた。しかし、総務企画常任委員会は「さらに県の調査の状況並びに運輸省等の意向を聴取するとともに、学者等の意見も発表されているので、それらの資料も集めてそのうえで審査する」として継続審査とした。また、一般質問で中西国夫議員（共産党）が新湘南港問題について質問したのに対して、金子市長は県に対して土木技術的な問題だけでなく、

水質汚染や漁業への影響等についても突っ込んだ調査を行うよう要請すると述べただけで、明確な態度は示さなかった。

一二月定例会では、日本精工労働組合藤沢支部など各労働組合代表から提出されていた請願第二〇号新湘南港建設反対について請願もあわせて総務企画常任委員会に付託された。一二月九日の委員会を前に、正副委員長が津田文吾県知事を訪ねてこの問題について知事の考えを聞いた。知事は、この問題は社会的・経済的・地域的狀況などを総合的に十分検討してからでないと判断できないが、「私としては非常に消極的な心境であり、今回の県の第三次総合計画からこういう問題を一切はすさせたことで私の考え方を御理解いただけると思う」と答えた。総務企画常任委員会は、同趣旨の請願に対する県議会の結論を見たらうえて結論を出しても遅くないとして、九月定例会に提出された請願第一六号とともに請願第二〇号を継続審査とした。一二月定例会の一般質問で、新湘南港問題を取り上げた中西国夫（共産党）、高田辰三（革新議員団）両議員の質問に対し、金子市長は「公害があることがはっきりすれば反対する」という態度を崩さなかった。

一月臨時会には、沿岸町内会・自治会等住民一万四二九二人による請願第三〇号新湘南港建設反対と沿岸住民の意向重視の請願、江の島片瀬漁業協同組合から請願第三一号新湘南港に関する請願、江の島海水浴場組合からも請願第三二号新湘南港に関し請願の三件が提出された。こうして継続審査になっている請願第一六号、第二〇号と合わせて五件の新湘南港反対の請願が総務企画常任委員会に付託された。県の新湘南港に対する消極的な態度が明確になり、市民各層からも建設反対請願が提出されたことによって、市議会内の動向も新湘南港反対の方向へと傾いてきたので、一月臨時会は、会期を延長してこの五件の請願について最終的な結論を出すことになった。一月二八日に新湘南港建設反対請願を審査するために開かれた総務企画常任委員会では、質疑はなかった。

に討論を行い、県の調査報告書によれば、五五年までに一〇億円の漁獲高の減少と海水の汚濁によるレクリエーション環境の悪化が予想されていることから、請願五件すべてを採択し、県ならびに運輸省に対して意見書を提出したいという賛成討論が行われた。採決の結果、五件の請願は全員異議なく採択すべきものと決し、あわせて意見書の提出も決定した。

一月三〇日の本会議は、総務企画常任委員会の報告どおり新湘南港建設反対の請願五件を採択した。この問題に関する請願が四三年六月に初めて市議会に提出されて以来、約一年半ぶりに市議会としての最終的な結論に達した。

つづいて林誠八議員（藤政会第二クラブ）が提案理由を説明したのち、県知事、運輸大臣あてに、「もし、新港が建設されると、廃油等による海水の汚染や、交通量の増加による公害などが予測され、海水浴場業者や漁業者に致命的な打撃を与えらるゝとともに、市民生活を不安におとし入れる」ので住民の安寧を保つために、新湘南港の建設計画を中止するよう要望する「新湘南港建設構想に関する意見書」の提出を全員異議なく可決した。

七 昭和四五年三月定例会（三月六日～三月二十七日）

三月定例会は、三月六日から二十七日まで、二二日間の会期で開かれた。この定例会には昭和四五年度予算等四一議案と請願七件が上程された。

三月六日の本会議では、まず都市計画街路辻堂相模原線の計画変更など五件の請願について審査してきた各所管の委員会からの審査結果の報告どおり、二件を採択、二件を継続審査、一件を一部採択・一部不採択と決定した。つづいて学校給食センター設置条例の一部改正、四四年度一般会計および七特別会計の補正予算等一五議案

が上程され、市側の説明が行われた。さらに、金子小一郎市長が昭和四五年度予算について編成方針等施政方針演説を行い、また関係条例等九件についても市側の説明が行われた。

四五年度予算案等関係二一議案は、三月一三日と一六日の二日間にわたって、各会派一〇議員が代表質問を行ったのち、議員全員で構成する予算等特別委員会へ付託された。同特別委員会委員長には斎藤正太郎委員（革新議員団）、副委員長には広谷甲二委員（公明党）が選任された。予算等特別委員会における審査ののち、三月二七日の本会議で審査結果が報告され、中西国夫議員が日本共産党、富田泰議員が藤政会第二クラブ、高田辰三議員が革新議員団、浅野明夫議員が藤政会第一クラブ、広谷甲二議員が公明党をそれぞれ代表して討論を行った。

中西議員は、四五年度一般会計予算、競輪事業費特別会計予算等五議案について反対し、高田議員は競輪事業費特別会計予算、国民健康保険事業費特別会計予算の二議案について反対した。採決の結果、四五年度予算等関係二一議案は原案のとおり可決された。さらに、本会議は川上久次氏を監査委員に選任とすることに同意し、また市長が専決処分できる損害賠償額を増額する専決事項の指定を可決した。最後に二請願を各所管の委員会へ付託して、三月定例会は閉会した。

なお、最終日の二七日に、保守系の藤政会第一クラブと藤政会第二クラブが、それぞれ政和会第一クラブ（所属議員二人、田中喜八郎幹事長）、政和会第二クラブ（所属議員一〇人、富田泰幹事長）と改称した。この改称によって統一後の会派名をめぐって難航していた保守二会派の合同は、一歩前進した。

さらに第一日の三月六日の本会議で、閉会中の委員会審査結果のとおり請願第二七号鶴沼地区に学童保育所設置の請願が継続審査となり、また請願第二八号入院助産の請願は一部採択・一部不採択となったことが注目される。これは、文教民生常任委員会でも可否同数となったので、葉山キヨ委員長の裁決によって以上の審査結果とな

ったものであった。そこで、本会議でその委員長の裁決に対して関野忠義（革新議員団）、中西国夫（共産党）の両議員が、議案第二七号については同趣旨の請願を六月定例会で採択しているにもかかわらず、葉山委員長の裁決によって継続審査とした理由は何か、請願第二八号の一項から三項までは採択しながら、市民病院の産科ベッド数を増加してほしいという四項だけをこれも委員長裁決によって不採択としたのはなぜかと質問した。そして委員長の判断は、市理事者の立場で判断するような姿勢であると批判した。葉山委員長は、学童保育については市側から既設の村岡、本町、長後の三地区では保育児童が少人数しか集まらず、市としてはさらに方法等を検討していきたいという答弁があったので、委員長としても慎重に検討してさらに考慮してもよいのではないかという立場から継続審査とした。また、市民病院の産科ベッド数は一〇床とすでに市議会の全員賛成で決定しているので、短期間にそれを変更して増加するという請願は採択すべきでないと答えた。

討論では関野忠義（革新議員団）、藤本清蔵（共産党）、広谷甲二（公明党）の各議員が、請願第二七号と請願第二八号四項を採択する立場から、委員会報告に対して反対したが、本会議は採決の結果委員会報告のとおりとすることを決定した。

施政方針演説と代表質問

三月六日の本会議に上程された昭和四五年度予算等関連議案の説明で、金子市長は市政運営等について基本的な考えを明らかにした。四五年度予算はほとんどすべての施策を当初予算で措置する、いわゆる総合予算制度を導入した点に特色があった。予算規模は一般会計九五億円、特別会計（企業会計を含む）一一三億一七三一万円で、前年度に比較して一般会計で二二パーセント、特別会計で一六五パーセントの増加となっていた。特別会計



施政方針を説明する金子小一郎市長

の激増は、新たに設けられる土地先行取得事業費特別会計と西部土地画整理事業費特別会計によるものであった。

金子市長は、藤沢市が急激に都市化の進んでいる中で市制三〇周年を迎えるにあたり、これまで行ってきた下水道整備事業、藤沢駅南部・北部第一・北部第二等土地画整理事業、大庭台墓園事業、西部開発、市民病院など都市基盤確立のための仕事を軸に、民間企業による宅地開発、相模鉄道新線・横浜高速鉄道の湘南台駅乗り入れなどを考慮に入れながら、市の「調和ある発展」のために鋭意努力する意向を表明した。

重点施策としては、(1)自然を愛する市民生活、(2)健康で安心できる市民生活、(3)豊かな市民生活、(4)文化的な市民生活、(5)機能的・快適な市民生活の五つを挙げた。自然を愛する市民生活のための具体的施策として、市長は河川をきれいにする都市宣言にのっとった諸施策および緑を保存するためすぐれた自然景観を公園として保全するため用地買収を行う。健康で安心できる市民生活については、市民病院建設事業を継続し、歩道橋・ガードレールの設置など交通安全施設の整備を進め、また環境衛生については三カ年継続事業としてごみ焼却場の建設に着手するとともに、不燃物収集を開始する。豊かな市民生活については、農業構造改善事業など都市型農業を目指す諸施策を進めるが、青果・卸売団地については、集団化・大型化を促進し、その具体

化の検討を進めると述べたにとどまった。文化的な市民生活については、人口急増による児童・生徒数の増加から四五年度には五四教室が不足するという事態が生じたため、四五年度は二校の新設と九校の増改築等を行うとした。また、南部学校給食共同調理場、遠藤行政センターの建設も行うことを明らかにした。

第五の機能的、快適な市民生活については、大きな事業が目白押しであった。市長は、最終段階を迎えた藤沢駅前南部土地画整理事業に三億六四〇〇万円余、また基本設計に着手する駅北口再開発事業に調査設計費を計上したと述べた。また道路についても、都市計画画街路八路線等を予定し、面整備では北部第一、北部第二土地画整理事業のほか、第二年度を迎える西部開発事業を積極的に進めることを表明した。これらの事業を進めるための土地対策として土地開発基金の活用とともに、土地先行取得事業費特別会計を設置することを明らかにした。

代表質問は、三月一三日、一六日の二日間にわたって、藤政会第一クラブから番場定孝、平川正雄、渋谷彦三、矢島兵一の一議員が、革新議員団からは関野忠義、古谷正一、大久保さわ子の三議員が、藤政会第二クラブ、公明党、共産党からはそれぞれ葉山キヨ議員、広谷甲二議員、藤本清蔵議員が行った。

最初に代表質問を行った番場議員は、予算構成比の中で民生費の伸びが財政事情が厳しいといわれている横浜、川崎にも及ばないことを指摘して、総合計画では四四年度から五〇年度までに保育園を一〇カ所建設することになっているにもかかわらず、四四年度、四五年度ともに公立保育園の建設がゼロであると、市長の姿勢を質した。そのほかに、女子職員の登用、消防分団員の待遇改善なども取り上げた。

二番目の関野議員は、地方財政確立の観点から税配分の適正化および超過負担の解消について質問したのち、四五年度予算に盛り込まれた福祉関係予算は現状維持という形から一歩も出ていないと指摘し、市長は開発事業に積

極的で、そのために福祉をほとんど切り捨てていると、市長の政治姿勢を質した。さらに、北口再開発、西部開発についても、質問した。三番目の葉山議員は市民病院に問題を絞り、その財政見通しと今後の運営の方針等を質問した。

広谷議員は、本年度予算は総合予算主義をとって「目いっぱい予算」、「がけっぶち予算」と言われ、「もう今年は一切がっさい何も新規の事業はできないような感じがして、質問するのがいやになってしまいうような気がする」と述べたうえで、中小企業勤労者共済制度、児童手当、母子寮改築など福祉関係を中心に質問したほか、西部開発で勤労者向け住宅を確保することや、小・中学校のプール建設などについても質問した。五番目の藤本議員は、固定資産税の評価替えや市長の言う「民主的運営」をどう保障するか、保育園で長時間保育を行うために導入している業務委託について質問した。

各会派の質問がひととおり終了したのち、藤政会第一クラブの平川、渋谷、矢島の三議員が連続して質問を行った。三議員の質問は、金子市長の与党の立場から、四五年度予算で市長が強力に推し進めようとしている都市化に対処していくための施策に関するもので、平川議員は、河川浄化を進めるため下水道部を新設する考えはないか、行政機構が複雑で分かりにくいことなどについて質問した。渋谷議員は、新都市計画法による線引き確定後の対策、交通安全対策等道路行政、区画整理事業の推進について市長の考えを質し、矢島議員は、中央卸売市場、北口再開発および県が計画中の藤沢橋立体交差計画に対する市の協力について質問した。

つづいて野党の立場から、革新議員団の古谷議員は、予算編成の方針と、市長が積極的に推進しようとしている「都市づくり」の方向性を明らかにするよう求めた。また、大久保議員は教育、児童福祉行政に問題を絞り、特に児童福祉費と社会福祉費は実質的に前年度に比べてダウンしていると指摘した。そして、具体的に保育所建

設、学童保育、公立幼稚園、小・中学校プール建設等を取り上げて、市長の姿勢は消極的であると述べた。

金子市長はこれらの質問について詳細な答弁を行ったが、特に都市建設関係費と民生関係費の財源配分問題に関しては、何度も議員の理解と協力を求めた。市長の説明によれば、一般会計の歳入は、大づかみに市税五〇億円、その他の財源は一〇億円、合計六〇億円であるが、その内五〇億円は経常的な経費である。残り一〇億円のうち、本年度は市民病院建設に六億円、さらに学校をどうしても二校建設しなければならぬ。したがって、「今年の苦しさというものは実にたいへん」で、「弱音を吐くようですけれども、また言いわけじゃありませんけれども、実に苦勞したということを御承知願いたい」と市議会の理解を求めた。

市議会の大勢は、こうした市長の説明を基本的に了承して、四五年度一般会計予算はさきに述べたように共産党を除く賛成多数で可決された。

給食センター方式に関する論議

三月定例会では、学校給食のあり方をめぐって昭和四一年から始まった学校給食センター方式の問題にも論議が集まった。関連議案としては、四五年度に新設される鶴南、浜見両小学校を北部学校給食センターの対象校とするための学校給食センター設置条例の一部改正と一般会計予算に含まれている南部学校給食センター建設費であった。

本会議第二日の三月九日に行われた学校給食センター設置条例の一部改正議案に関する質疑で、北部のセンターから南部の新設校へ配送する所要時間、ぎりぎりまで稼働させるといふ余裕のないセンターの調理能力計画、また建設が予定されている南部センターの敷地などについて、議員から質問が出された。市側は、四一年に始ま

ったセンター方式は、その後も研究を続けてきたが、北部九校については順調であり、さらに南部センターを設けたい、と基本的な立場を明らかにした。討論では、まず佐藤樂造議員（革新議員団）が、議案に賛成しながら意見を述べるという形で発言した。佐藤議員は、市議会がこれまで給食センター方式を認めてきた経緯に触れ、給食センターの施設や人員を増やして、集中給食をやっていけばいいという考え方には賛成できないし、北部給食センターについて慎重な検討がなされないかぎり、南部給食センターの建設に対して非常に批判的にならざるを得ないと述べた。また中西国夫議員（共産党）も、学校給食については「食べる教科書」であるという観点から貫かれるべきであって、本議案については新学期が迫っているなどの事情から賛成するが、南部給食センターに対する審議のなかではもっと物事の本質に触れる、慎重な審議が必要であると述べた。

この問題については代表質問でも大久保さわ子議員（革新議員団）が、市側は「経済性」の観点からセンター方式を主張しているが、学校給食は教育の一環であるという点から考えても、また市の言う「経済性」の観点から見ても再検討すべきであると一部数字を示しながら主張したが、丸山一雄教育長は、総括的に考えて、共同調理方式を推進していくということに尽きると答弁し、論戦は予算等特別委員会の場に移った。

教育関係予算について審査が行われた三月二三日の予算等特別委員会で、古郡民雄委員（革新議員団）は、北部給食センターについては従来から市議会で問題点が指摘され、職員組合も反対しているのに、南部給食センターを強引に建設しようと踏み切ってきた理由は何であるかと質問した。それに対して山崎英三郎教育次長など市側は、給食センターの「経済性」を説明し、職員組合とも労働条件について話し合いを進めていると述べた。中西国夫委員（共産党）は財政的な観点から国庫補助率が低く、起債も少ないため、総事業費の六一パーセントも一般財源を投じなければならないことを指摘して、センター建設についての財政当局の見解を尋ねた。伊草総務

部長は、指摘どおりの実状であるが、行政の公平という観点から財源的な困難も存在するが、南部給食センター建設に踏み切ったものであると答えた。この答弁に対して中西委員は、慎重な検討を行うため当初予算からは給食センター建設費を撤回する考えはないか、「私は何が何でもやめてしまえという無茶なことをいつているのではなくて、再検討する御意向があるかどうか」と質問していると述べた。しかし、伊草総務部長は、総合予算主義の建前から慎重に検討した上で補正で対処せよという中西委員の提案に同意せず、この予算を当初予算から撤回する考えはないことを明らかにした。大久保委員も市側との間で、詳細な数字をめぐって論戦を行った。

南部給食センター建設については、本会議における代表討論でも予算そのものには賛成しながらも、革新議員団と公明党が、慎重な事業の実現を市側に要望した。

西部開発と民間デベロッパー

事業第二年度に入る西部開発については、民間デベロッパーを導入する構想が市議会の関心を集めた。代表質問で関野忠義議員（革新議員団）は、当初の開発目標と現在進行している状況とがかなり相違してきているのではないかと述べて、三月六日付『毎日新聞』が東急電鉄、三井不動産、三菱地所などの参加が確定的であると報道したことを取り上げた。同議員は西部開発の住宅区域は市民への分譲、住宅公団・県住宅供給公社、そして市内民間会社の社宅・寮などにするべきで、「民間会社社に土地を分けてやるというような、こういう義務もなければ義理もない」と述べて、市の考えを明らかにしよう迫った。

金子市長は、西部開発地域には一挙に人口を導入しなければならない。そのためには金利負担など財政面の事情から一部条件付きで民間デベロッパーを導入するとともに、高層住宅を建設しなければならないという基本的

な態度を明らかにしたが、具体的なデベロッパー名については白紙であると答えた。

この問題については、予算等特別委員会においても、四五年度西部土地区画整理事業費特別会計予算と関連して論議された。この時期になるとさきに示した新聞報道のように、具体的な民間デベロッパーとの間でトップ会談も行われていた。土地譲渡の基本方針について説明した湯山学管理担当主幹は、西部開発地域を一つのもとまりある地域社会としてつくり上げるため、民間デベロッパーに参加を求めているが、その選考については厳しい基準を設けて、事務折衝を進めていることを明らかにした。そして今後は参加するデベロッパーを最終決定したりえ、市、公共土地公社との三者で事業運営に関する基本協定を締結して、事業を進めると説明した。

民間デベロッパーの参加問題は、別の側面からも論じられた。本定例会に上程された西部土地区画整理事業施行に関する条例の審査において、中西国夫委員（共産党）は、西部開発の保留地をいったん公共土地公社に譲渡し、その一部が民間デベロッパーへ再譲渡されることになれば、公社はその設立の主な目的である「公共用地の取得」に反して、民間会社のために土地を取得することになると追及した。事業遂行上の必要から設立目的や「保留地」の概念を最大限広義に解釈してきた市側も、中西国夫、佐藤樂造（革新議員団）、大野裕史（公明党）委員らの指摘を受けて、「違法ではないけれども、適当でない」ことを認め、公共土地公社を可及的速やかに開発公社というようなものに改組していく方向を明らかにせざるを得なかった。

本会議における代表討論で、革新議員団の高田辰三議員は、特別会計と施行条例に賛成するが、民間デベロッパーに対して優先的配分することによって市民に対する宅地分譲が減少しないよう特段の配慮を求めた。共産党の中西国夫議員は、土地公社が民間企業と土地の売買を行うことは、その本来の目的に反するばかりか、土地公社に土地が譲渡されれば、その処分について市議会が関与できなくなることを指摘して、二議案に反対した。公

明党の広谷甲二議員も、施行条例の運用を慎重にするよう求めたうえ、賛成した。

三月定例会最終日には議員全員協議会が開かれ、西部開発に参加する民間企業について、市側から具体的な説明が行われた。

第三節 昭和四五年度

一 昭和四五年五月臨時会（五月一日）

五月臨時会は、五月一日に会期一日間で開催された。提出された議案は市税条例等の一部改正の一件だけであつた。この改正は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税負担の軽減と合理化、法人市民税の税率改正、土地の評価替えによる固定資産税・都市計画税負担の激増を避けるための負担調整率の改正などであつた。

市内の土地評価額上昇はすさまじいものがあつた。昭和三八年度と四五年度の比較で最も上昇率の高い地域では、坪二五四円の評価額が同二万八〇三三円になり、上昇率は実に一一〇・三六倍で、四四年度との比較では最高二八・九倍、平均でも二・五二倍であつた。こうした評価額の上昇をそのまま固定資産税・都市計画税に反映させることは市民に大変な負担をかけることとなる。そこで、このような事態を緩和するために設けていた負担調整率を改正し、二五倍以上の上昇率の場合、四四年度の課税標準額に一・四を掛けたものを四五年度の課税標準額とする規定を設けるなど内容としていた。

質疑ののち、中西国夫議員（共産党）が市民に対するPRの必要などについて意見を述べたのち、本議案は委員会付託を省略して異議なく可決された。

二 昭和四五年六月定例会（六月一六日～六月二九日）

六月定例会の招集の前に、悲しい知らせが市議会にもたらされた。五月三十一日、森井仁議員（政和会第一クラブ）が逝去されたのである。森井議員は、昭和三四年市議会議員に初当選以来連続三期一一年議員を務め、その間経済観光常任委員長、決算特別委員長等の要職を歴任した。

六月一六日招集の六月定例会冒頭、富田泰議員（政和会第二クラブ）が森井仁議員の追悼演説を行った。

つづいて日程に入った六月定例会は、鵠沼地区に学童保育所設置の請願等四請願について各所管の委員会からの審査結果報告を聞き、委員会報告どおり二件を採択、二件を継続審査と決定した。次に、（仮称）六会第二小学校、（仮称）高砂第二小学校用地の取得等専決処分三件、古里団地、小学校新增築工事等工事請負契約締結案件八件、大庭台墓園条例等合計一八議案の提案説明が行われた。また公共土地公社の経営状況など六件の報告も行われた。

本会議第二日の一八日には各議案、報告について質疑・討論が行われ、一二議案を原案のとおり可決・承認、六議案を各所管の委員会に付託した。また鵠沼小学校校舎改築の請願等四件も各所管の委員会へ付託された。

一九日には文教民生常任委員会と総務企画常任委員会が、二二日には都市建設常任委員会が開催され、付託案件の審査が行われた。本会議第三日の二四日には、各所管の委員会の審査報告を受けて九議案が原案のとおり可決された。請願についても委員会審査結果報告どおり三件を採択、一件を継続審査とすることに決した。つづいて一般質問に入り、道路行政、藤沢橋立体交差化問題、報酬等審議会の運営、公害問題等について加藤三郎（政和会第一クラブ）、関野忠義（革新議員団）、松山三之助（公明党）、矢島兵一（政和会第一クラブ）、大久保さわ

第3節 昭和45年度

表45-1 各委員会正副委員長一覧

(昭和45年6月選出)

委 員 会	委 員 長 (会派名)	副委員長 (会派名)
総務企画常任委員会	浅野 明夫 (政和会第一)	関野 忠義 (革新議員団)
文教民生常任委員会	加藤庄太郎 (政和会第二)	渡辺 政雄 (政和会第一)
経済観光衛生常任委員会	平川 正雄 (政和会第一)	林 誠八 (政和会第二)
都市建設常任委員会	高田 辰三 (革新議員団)	松山三之助 (公明党)
交通改善対策特別委員会	太野 裕史 (公明党)	葉山 キヨ (政和会第二)
藤沢駅北口整備促進特別委員会	小沢 定雄 (政和会第二)	矢島 兵一 (政和会第一)
北部地域開発促進特別委員会	渋谷 彦三 (政和会第一)	林 誠八 (政和会第二)
西部地域開発促進特別委員会	富田 泰 (政和会第二)	渡辺 政雄 (政和会第一)
市民病院特別委員会	番場 定孝 (政和会第一)	諸節 進 (革新議員団)
議会運営委員会	藤井 金蔵 (政和会第二)	斎藤正太郎 (革新議員団)
議会報編集委員会	加藤 三郎 (政和会第一)	古都 民雄 (革新議員団)

子(革新議員団)、中西国夫(共産党)、古都民雄(革新議員団)、番場定孝(政和会第一クラブ)の八議員が理事者の答弁を求めた。さらにこの日の本会議では、事務分掌条例の一部改正に伴い常任委員会所管事項を改正するための市議会委員会条例の一部改正、「モーター等の規制に関する意見書」、「日雇労働者健康保険擬制適用廃止撤回の要望決議」の議員提案による三議案も可決された。

最終日の六月二十九日には、市議会各常任委員、各特別委員、議会運営委員、議会報編集委員の選任を各派交渉会の合意に基づいて議長指名によって決定、さらに議会推薦農業委員として石井茂議員(政和会第一クラブ)を議長指名により決定した。六月定例会は、最後に四請願を閉会中審査として各所管の委員会へ付託し、一四日間にあたる会期の幕を閉じた。

大庭台墓園条例の制定

二月末、西部開発事業地域内にこれまでの「墓地」のイメージを大きく変える公園墓地の造成工事が開始された。この大庭台墓園は四二ヘクタールの広大な面積に、総事業費約三〇億円をかけて緑豊かな二万七六〇〇区画に及ぶ墓地を造成しようというものであった。藤沢市では、人口の急増に伴って墓地の需要者が年々増え、これまでの市営墓地では需要に応じきれなくなっていた。市民からの要望もあって、市では四二年度から新しい市営墓園造成のための用地の買収にかかった。

大庭台墓園は墓地とはいえ墓域面積を全体の四四パーセントにとどめ、残りを緑地、園道路、駐車場、管理施設としたうえ、もとからあるサクラやケヤキを残すとともに多くの樹木、芝生を植えて「公園」としても十分活用されるよう配慮されていた。

大庭台墓園の一部については四五年末ごろには分譲（永代使用）の開始が予定されるため、六月定例会には使用者は原則として市内に一年以上住んでいることなど具体的な墓地使用条件等について規定した墓園条例の制定が提出された。本会議および都市建設常任委員会での質疑は、使用料が高すぎるのではないかという点が中心となった。

条例では使用料は墓所一平方メートルにつき三万円以内で規則によって定める額とされていた。大庭台墓園は一区画四平方メートル、六平方メートルであるため、使用料は最高一二万円から一八万円となることも考えられた。本会議の質疑では大久保さわ子議員（革新議員団）が第一回分譲分について使用料の最高額、最低額および平均額を質問した。市側は一平方メートルあたり、最低二万円、最高三万円、平均で約二万四〇〇〇円となるこ



開園した大庭台墓園（昭和46年1月5日）

とを明らかにした。高田辰三議員（革新議員団）は、三月定例会で議員に伝えられた一区画の価額は六万円、八万円、一二万円であったとして、かなり高額なものになると指摘し、引き下げる考えはないかと質した。また古郡民雄議員（革新議員団）も、「これでは非常に高すぎるという批判を受けざるを得ない」として詳しい説明を市側に求めた。

これに対して、市側は三月定例会までの答弁は四二年度における事業費約一八億円を基礎に算出した額で、用地費、工事費等の増嵩によって現在では約二九億五〇〇〇万円になっていると述べた。

都市建設常任委員会でもこの点が問題となった。委員会は「使用料、管理料を規則で定める場合は、現在考えている額を下回って決めてほしい」、「すでに五万円ということで周知されており、市民感情からいってもできるだけ安くすべきだ」などの意見が出されたが、採決の結果全員異議なく可決すべきものと決定した。本会議で委員会報告を行った古谷正一委員長（革新議員団）は、管理料、使用料については市民の立場を考慮してできるだけ低廉な価格とするよう市側に要望した。六月二四日の本会議は、委員会報告どおり墓園条例を全員異議なく原案のとおり可決した。

九月から第一期分の四〇〇〇〇区画の募集が行われた。永代使用料は六平方メートル区画が一二万円から一五万円、四平方メートル区画が

七万円から八万五〇〇〇円とされた。また管理料については、条例では一二〇〇円以内とされていたのに対して、芝生墓地在年間一平方メートルあたり七〇〇円、普通墓地在同六〇〇円とされた。

大庭台墓園は翌四六年一月から使用が開始された。

市長・市議会議員等の給料・報酬の改定

六月定例会には市長・市議会議員等の給料・報酬額を改定するための議案第一九号非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部改正が提出された。この議案は、市議会議員報酬を平均二三・八四パーセント（議長一二万五〇〇〇円、副議長一万三〇〇〇円、議員九万九〇〇〇円）、三役について平均二〇・七七パーセント（市長二六万八〇〇〇円、助役二万三〇〇〇円、収入役一七万六〇〇〇円）引き上げることなどを内容としていた。昭和四三年九月以来の改定であるこの議案に対しては、改定の手続き問題を中心に厳しい追及が行われた。

提案説明で金子小一郎市長は、今回の改定は一般職職員との均衡を図る必要、近隣各市の動向、経済状況の変化、人口急増等による業務の多忙などによるもので、特別職職員報酬等審議会の審議、答申を経て提案したと述べた。

本会議の質疑では広谷甲二（公明党）、藤本清蔵、中西国夫（以上、共産党）、高田辰三、古郡民雄（以上、革新議員団）の各議員が、予算を伴う条例規則等の制定・改正については、市長等は、「必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない」という地方自治法第二二二条第二項の規定との関連、および特別職職員報酬等審議会の「秘密主義」について市側を質した。議員たちが前回改定を審議した四三年九月定例会の市長答弁などにも言及しながら、またも、二二二条からみて疑問のある改正条

例をなぜ六月定例会に提出したのかと質したのに対し、市側は、「法の精神」からは条例と予算を同時に提出することが一番よいが、今回の場合は予算編成時に引き上げが具体化していなかったこと、今回の改正内容は既決予算の範囲内で予備費から十分補充できることから、本議案を提出したとした。さらに法第二二条の解釈からも問題ないことは自治省の指導からも明らかであるとしたが、議員からは、報酬等審議会について、市がそのメンバー〇人を公表せず、審議内容が非公開であったことはもちろん、六月一日に出された答申についても市の発表が遅れ、その結果新聞等で「お手盛りだとか、秘密主義だとか、そういう形で」言われていることが指摘された。

議案第一九号は総務企画常任委員会に付託された。委員会でも同様な論点を中心に論議が行われ、「今回の改正額は妥当であるが、社会情勢からしてお手盛りという批判は免れないので、より慎重を期すためにも、九月に提案しその間十分市民に周知徹底し、補正予算とあわせて提出することが望ましい」、「審議会の経費を予備費から支出することは改めるべきだ。また報酬改正については、その根本的な探求がなされないまま実施されるために問題になるので、基本目標を定める努力をすべきだ。さらに、法第二二条に規定されているように、今後は予算もあわせて提出すべきだ」という反対討論ののち、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員会報告を受けた本会議では、藤本清蔵議員（共産党）、大野裕史議員（公明党）が反対討論を行ったのに対して、山口倉吉議員（政和会第二クラブ）が「ここで賛成をしておきませんと……これを反駁しませんがいかにも陰でこそこそとやっておるかのごとく一般市民には報ぜられます」と述べて、報酬等の引き上げは当然であると賛成討論を行った。議案第一九号は賛成多数で原案のとおり可決された。

児童生徒数の増加と学校建設

三月定例会で金子市長は、本年度予算は福祉関係費軽視ではないかという議員の質問に対して、市民病院建設事業による財政負担とともに、児童生徒数の増加による学校建設費が市の財政を圧迫しているとして、市議会の理解を求めている。

六月定例会には小・中学校校舎新增築工事請負契約締結についての案件が多数提出された。議案第八号は村岡小学校に鉄筋コンクリート造四階建校舎一棟の増築、議案第一五号は（仮称）六会第二小学校に鉄筋コンクリート造四階建校舎一棟の新築、議案第一六号は明治小学校に鉄筋コンクリート造三階建校舎一棟を増築、議案第一七号は藤沢小学校に鉄筋コンクリート造三階建校舎一棟を改築、さらに議案第一八号は（仮称）善行第二小学校に鉄筋コンクリート造四階建校舎一棟を新築するものであった。また、六月定例会には鶴沼小学校PTAから校地が狭く、児童数の増加によって教室不足を来しているので平屋の古い校舎を立体化改築してほしいという鶴沼小学校校舎改築の請願も提出され、異議なく採択されている。さらに新設の浜見小学校の体育館及びプール建設促進に関する請願も提出され、文教民生常任委員会へ閉会中審査案件として付託された。

昭和四〇年度に一万二七五七人であった小学校児童数は、四五年度には一万八七五一人となり、その後も年間二〇〇〇人程度増加し続けることが見込まれた。さきの五校の校舎新增築工事請負契約締結案件は委員会審査を省略して全員異議なく原案のとおり可決された。しかし、前年建設した鶴南・浜見両小学校の開校にもかかわらず、四五年にはプレハブ教室二八、転用教室九での授業を余儀なくされた。

一般質問—環境問題への関心

本会議第三日の六月二四日には先に述べた八議員が一般質問を行った。各議員共通の関心として目立ったのは環境問題であった。

関野忠義議員（革新議員団）は、自動車公害を取り上げ、県が自動車排気ガスを五カ所で調査したところ、藤沢橋付近が最も高濃度であったというが、市は国等に排気ガス規制を要望する考えはないか、県が構想している藤沢橋立体交差化計画はかえて自動車公害を増加させる恐れがあるので、再検討が必要ではないかと市長に質した。また、矢島兵一議員（政和会第一クラブ）もこの県の計画に対する市としての協力について市側の意向を質した。

藤沢橋立体交差化計画は、周辺住民らの要望に基づき同所の交通量増加に対処するとして、二月に県土木事務所が明らかにした構想であった。県の構想では総事業費一六億円で藤沢辻堂海岸線上に遊行寺坂上から藤沢小学校前に延長五四〇メートル、幅員二二・二九メートルを立体化し、その下を江の島県道および大船藤沢県道を通すという計画であった。既成市街地での構想だけに多くの困難が予想されていたのは当然である。

関野議員は、拡幅によって現在の二車線が六・八車線になれば公害は何倍にもなる、県のずさんな設計に対して藤沢市民を守る立場から市長は県へ再検討を要望する考えはないかとした。市長ら市側は地元の関係者と対策協議会を作っており、地元的不安を解消しながら「建設的にこれを推し進める」という態度を明らかにした。

河川・海の汚染問題は、中西国夫（共産党）、古郡民雄（革新議員団）、番場定孝（政和会第一クラブ）の三議員が取り上げた。

河川・海の汚染問題について、中西議員は市が行った浄化対策の効果、川をきれいにする都市宣言二年目に向けての施策、河川浄化実施本部の充実等について質した。また、古郡議員は江の島海水浴場に関する助役の新聞談話の内容は誤解を招かないかということと、殺菌方法、汚濁対策委員会の設置等について質問した。市側は、この一年間、市民へのPR、関係市町への協力要請、国・県への要請、薬剤の投入、市民運動などによって相当の効果があったが、規制に関する法令の研究や流域下水道の推進等課題が多いと答えた。番場議員は、工場廃液による河川・海の汚染に問題を絞り、引地川、境川、柏尾川に廃液を流している工場数、工場廃液が魚介類に及ぼす影響、最近起こった悪臭、廃油事故等について市側を質した。これに対して市長はじめ市側は、境川に廃水を流しているのは一九六社（市内一九社）、引地川には五〇社（市内四三社）、最近起こった鶴沼・辻堂一体の悪臭は日本オイルシールの事故によるもので、嚴重な抗議を行ったこと、引地川の大量の油流出は原因不明であったが、関係工場の全部に要望を行うつもりであると答えた。

中西、古郡の両議員は、マンションブームによる生活環境破壊の問題にも言及した。このころには市内で中高層マンションの建設が目立つようになり、無秩序に行われているこれらの建設を放置すれば、日照、騒音・振動、ビル風などによる生活環境の悪化が進むことは明らかだった。おりから六月一日には建築基準法の改正が公布され、建築物の高さについても制限が行われることになった。両議員は、この改正をきっかけに良い生活環境を守るために市が先手を打って対策を講じるべきであるという立場から質問を行った。市長はじめ市側は、重要視すべき問題であり、建築基準法による高さ制限、都市計画法による用途地域の指定見直し、県条例による規制などを勘案しながら対処するが、建築基準法施行令が出される一〇月までは明確な方針は決定できないと答弁した。

一般質問では言及されなかったが、六月定例会では住環境の確保という視点から、「モーター等の規制に関する意見書」も可決された。この意見書は、市内緑ヶ丘自治会から提出され、都市建設常任委員会趣旨了承された緑ヶ丘住宅地区内のモーター建設反対について陳情をきっかけとしていた。市内では前年三月から四五年四月までに緑ヶ丘を除いて鵜沼地区四件、片瀬地区二件、用田地区一件のモーター建築申請が市建築指導課に提出された。こうした実状に対して、市としては法令上なんらの規制措置も取れないことから意見書の提出となったものである。

環境問題に対する関心が強まっている一方で、懸案事項に対する質問も行われた。加藤三郎議員（政和会第一クラブ）は、六月一〇日に県告示で決定した新都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の線引きについて、それぞれの区域の整備方針を質した。また松山三之助議員（公明党）は、前年七月一日に市内稲荷に開所した老人福祉センターの運営について一年間の運営を踏まえた要望を行った。さらに矢島兵一議員（政和会第一クラブ）が、地元の権利者に対する説明会が開始された藤沢駅北口再開発基本計画についての市側の姿勢を追及し、また大久保さわ子議員（革新議員団）も南部給食センター建設について反対の立場からの質問を行った。

議員表彰

全国市議会議長会、関東市議会議長会から、平綿宗司議員（政和会第二クラブ）が正副議長四年表彰を、佐藤樂造（革新議員団）、葉山キヨ（政和会第二クラブ）、斎藤正太郎（革新議員団）、山下正美、藤井金蔵（以上、政和会第二クラブ）の各議員が一五年表彰を受けた。

三 昭和四五年七月臨時会（七月二九日）

七月臨時会は会期一日間で七月二九日に開会された。提出された案件は、明治中学校改築工事、（仮称）南部学校給食センター新築工事等四件の工事請負契約締結議案であった。七月臨時会は、四議案を原案のとおり可決して、同日閉会した。

南部学校給食センターの着工

四件の議案は一括して上程されたが、論議が集中したのは、南部学校給食センター新築工事請負契約議案であった。学校給食センター方式については、給食の教育的本質からみてセンター方式には馴染まない、また市教育委員会が主張する「経済性」についても疑問があるなどの理由から、三月定例会における四五年度予算審議でも大きな論点となっていた。共産党はこのことを一つの根拠として四五年度予算に反対し、革新議員団、公明党も予算には賛成したものの、南部学校給食センター建設には慎重な配慮を求めているという経緯があった。

また、前回の六月定例会でも、大久保さわ子議員（革新議員団）が一般質問で、南部学校給食センターを新設するという市および市教育委員会の方針は教育効果、経済効果ともに期待できないとして、新設計画の再考を迫った。しかし、市および市教育委員会は、各学校長が一致してセンター方式を要望しており、すでに予算も議決されているので建設を進める考えであることを明らかにした。

七月臨時会に提案されたこの議案は、そうした市側の意向を実施するためのものであったので、その論議は、「いよいよ工事に着工ということ、前々からこのことにつきまして反対をしておりましたものとしては残念な

ことでございますが、やりますからには、いろいろお聞きしておきたい」という大久保議員の質問に示されているように、その実施をめぐる諸問題に集中した。市側の答弁によって、(1)南部学校給食センターの対象校は、現在のところ浜見・高砂・鶴南・(仮称)善行第二・(仮称)六会第二の小学校五校と白浜養護学校・湘洋中学校の計七校で、おおむね四七五〇食が見込まれる。(2)経費軽減の観点から、これまで単独方式で行っていた近隣二校を給食センターに組み入れた。センター方式への移行は、教育内容の変更とは考えていないが、時期をみてPTAとの話し合いをもつ必要はあると考えている。(3)市職員組合との話し合いによる覚書は、今後センター方式は行わないということではなく、今後の新設については勤務条件等について、事前に十分協議するという内容である。(4)将来計画として、さらに給食センター方式を推進したい。学校給食のあり方、特に共同調理方式の進め方については、四月から県内の市町村が共同で研究討議を続けており、それらを勘案しながら共同調理方式を進めていく意向である。

という四点が明らかにされた。

臨時会は質疑終結後、委員会付託を省略して討論に入った。討論では、藤本清蔵議員(共産党)が、南部学校給食センター新築工事請負契約締結議案について反対討論を、葉山キヨ議員(政和会第二クラブ)、仲戸川桃人議員(政和会第一クラブ)が賛成討論を行った。なお、仲戸川議員は給食センターについてその「功罪については従来いろいろいわれておりますが、十分これを研究され、また保健衛生について完璧を期されるよう」という意見を付した。

四 昭和四五年九月定例会（九月一日～九月二二日）

九月一日に、二二日までの一二日間の会期で、九月定例会が開会した。

市議会議場整備の完成 七月から行われていた議場整備工事の完成に伴い、九月定例会冒頭には議席の変更が行われ、整備の完成した。これまでの議場は、昭和二五年の庁舎建設以後一度も改修されなかったため、かなり老朽化が進んでいた。一方、四六年四月に予定される市議会議員選挙では、現在四〇人の議員定数が四四人となることが確実であった。そこで議席増加を機会に、議場の整備を総工費五六二万四〇〇〇円をかけて行った。この整備工事によって、議席・理事者席が増加するとともに、傍聴席、放送設備が改修され、二重窓、防音扉の設置もなされた。九月定例会開会日の一日には納入式が行われた。

議場整備の完成に伴って議長の手配規則の一部改正も行われ、傍聴人の定数を七一人とするとともに、議長の許可なしにテープレコーダーやカメラの持ち込みが明文で禁止された。

九月一日には議席変更のうち、都市計画街路辻堂相模原線の計画変更の請願ほか五件の請願について各所管の委員会から審査結果の報告を受け、報告どおり四件を採択、一件を継続審査とすることを決定した。つづいて四五年度一般会計補正予算ほか二〇件の議案が上程され、市側から説明が行われた。議案の中には四四年度下水道事業費、農業共済事業、西部土地区画整理事業費の各特別会計決算認定議案も含まれていた。

本会議第二日の九月一日には、さきの二〇議案について質疑を行ったのち、これらを各所管の委員会へ付託した。

第三日の九月二二日には、各付託の委員会から審査結果の報告が行われた。議案については、四五年度競輪事

業費補正予算について中西国夫議員（共産党）が反対討論を行ったほかは、討論もなくすべて委員会審査結果報告どおり可決・認定された。請願についても、建築許可の取り消しについての請願と村岡東部区画整理に伴う水害防除についての請願については、都市建設常任委員会の審査結果どおりそれぞれ継続審査、採択と決した。ところが、高齢失業者等就労事業の実施を求める請願については都市建設常任委員会では採択と決していたが、本会議では逆転し不採択となった。

つづいて北口再開発問題、公害対策、道路・交通事故対策等について加藤三郎、番場定孝（以上、政和会第一クラブ）、鈴木清治（政和会第二クラブ）、中西国夫（共産党）、高田辰三（革新議員団）、藤本清蔵（共産党）、村上伸（公明党）の七議員が一般質問を行った。

一般質問終了後、金子市長から内山岩太郎元神奈川県知事と姉妹都市である松本市の深沢松美市長を名誉市民として選定したいという議案の説明があり、賛成・反対の討論を行ったのち、本議案は起立多数で原案のとおり同意することに決した。

その後、教育委員に石渡悦郎氏を再任することに同意し、つづいて議員提出による「食糧管理制度堅持に関する意見書」および「北方領土の日本復帰促進に関する要望決議」を可決して閉会した。

一般会計補正予算の審議

九月定例会における中心議案は、総額四億六九一五万九〇〇〇円に及ぶ昭和四五年度一般会計補正予算（第一号）であった。四五年度当初予算は総合予算制度を取ったために、今回の補正予算は、その後の社会情勢および生活環境等諸般の情勢変化に対処するための特定緊要な事業施策について、当初計画に修正を加えたものであ

た。

議案説明に立った伊草昇総務部長は、本補正予算の中心施策として五点を挙げた。第一は不燃物の不法投棄が環境汚染の大きな要因となっていることから、不燃物の処理対策を行うことであった。総務部長は、すでに一般家庭における月一回の不燃物収集体制を取っており、これを石名坂焼却場に新たに設置するごみ破砕機で破砕圧縮したうえ、埋立てると説明した。なお、すでに六月定例会で可決された事務分掌条例の一部改正条例によって、七月一七日には河川浄化実施本部事務局を衛生部に移行し、衛生部に公害対策事務局を設置して公害除去に関する組織の充実が図られた。第二は、完成まぢかの市民病院建設事業の継続費、看護婦宿舍建設の債務負担行為等を補正した。第三は都市基盤整備に關して市道の舗装推進、国鉄小塚踏切立体交差事業、片瀬地区再開発調査その他の予算を計上した。さらに第四として、湘洋中学校の二学級分仮設校舎増築費など、児童生徒の急増に対処するため義務教育施設の整備を早急に進めることとした。第五に産業振興対策として商店街の共同施設、農業基盤整備事業などを行うとした。

各議員からの質疑は多方面にわたったが、特に多くの質疑が集中したのは、ごみ破砕機設置およびブレハブ校舎についてであった。

ごみ破砕機については、大久保さわ子議員（革新議員団）が、この破砕機を設置して粗大ごみの処理を行うことにした事情について、他の方式との比較を含めて説明を求めた。中曽根太平衛生部長は、本市では破砕機によって粗大ごみを碎いたうえ、燃えるものは燃やしたうえ埋立地に埋める方式を取り、採用機種は十分な実績があると説明した。また田中喜八郎議員（政和会第一クラブ）は、そもそもどの程度の物を「ごみ」として扱う考えかと質問した。市側は可燃物・不燃物を問わず、家庭でも企業でも自分の所で処理できない物は全部ごみとして

扱うと説明した。藤本清蔵議員（共産党）は、不燃物収集については主に家庭用であるとのことだが、関連して市内工場から出る不燃物についてはどのように処理しているのかを質問した。衛生部長は、企業のごみは持ち込みとし、可燃物は焼却、不燃物は捨てているが、今回土地公社によって用地買収した石名坂の埋め立て用地については企業の責任において処理するという観点から有料化するとともに、地元との話し合いに基づいて管理人を置き、生ごみや危険性のある物は一切持ち込まないように管理すると述べた。中西国夫議員（共産党）も、企業ごみ処理の有料化について質問を行った。

ブレハブ校舎については、大久保、藤本両議員の質問に対して、丸山一雄教育長は翌四六年度の小学校の学級増は四四学級と推計し、片瀬、大道、御所見の各小学校に二教室ずつのブレハブ校舎を造らざるを得ないこと。中学校については、湘洋中学校を除いて現在の校舎で間に合うであろうという見通しを明らかにした。さらに藤本議員は、ブレハブ校舎の室温と、その対策について質した。教育長は、正式な調査はしていないが、特に夏は屋根が焼けて三五、六度になってしまうと述べたが、その対策については最近のブレハブ校舎は天井も比較的高く風通しも良いので、「目下のところでは九月の学期始めの残暑についてはしばらくこしんぼう願いたい」と答弁するほかなかった。

また、急ピッチで進められていた学校建設には、種々の問題も生じていた。大久保議員は、村岡小学校の新築工事でとり壊されずに使用されている「小屋」のような一教室のあることについて指摘した。教育長は、さっそくブレハブ教室を建設するよう努力したいと答弁を行った。

九月一七日に補正予算案が付託されて総務企画常任委員会では、委員から「国勢調査の資料をマイクロフィルムで撮るといだが、機密保持についてどんな方法を取るか」、「不燃物捨て場の管理はどのようにするか」等の質

疑が出された。第一点については、本会議においてすでに田中議員が費用の観点からの質問を行ったが、委員会では国勢調査の資料を今後の計画等に活用するため国の承認を受けてマイクロ化することについて、プライバシー保護の観点から問題が提起された。市側は「個人の機密保持のため、作業は市の会議室で行い、外部には持ち出さない。撮影する場合は氏名の部分にはマスクをかけ、数字のみを撮影するが、実施にあたっては慎重に取り扱いたい」と述べた。不燃物捨て場の管理について、市側は「管理人二人をおき管理にあたり、夜間・休日等不法投棄されないよう道路添いにトタンの柵をつくるとともに、鉄のパイプを入口前に設置してダンブ等による不法投棄の排除をはかる。ここには生ゴミを捨てず、悪臭の出るもの、危険性のあるものについても管理人がチェックして捨てさせない」と説明した。

総務企画常任委員会では、「不燃物捨て場の監視を十分やってほしい」、「国勢調査票のマイクロフィルム化については機密の点に配慮したい」等の意見があり、採決の結果全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。四五年度一般会計補正予算（第一号）は、九月二二日の本会議で委員会報告どおり可決された。

高齢者失業対策事業実施請願の逆転不採択

六月二六日に全日自労藤沢分会から六〇歳以上の高齢者の仕事を確保し、その生活の安定を図るために本市で高齢者等失業対策事業を実施してほしいという請願第七号高齢失業者等就労事業の実施を求める請願が提出された。この請願は都市建設常任委員会に付託され、九月一八日の委員会で審査が行われた。失業対策事業は、緊急失業対策法（昭和二十四年制定）によって労働大臣が樹立する計画に従い、国または国庫補助によって地方公共団体等が実施するものである。しかし、この時期になると、政府は高度成長による労働力不足の現状から、戦後混

乱期に制定された同法はその使命を終えたとして高齢者失対事業を実施する必要はないという立場を取っていた。実際に翌四六年一〇月一日以降、緊急失業対策法は従来から失業対策事業に就労している者についてのみ適用することとなり、それ以外の失業者が新たに失業対策事業に就労することは認められなくなった。

委員会では「高齢者の生活安定のため仕事を与えることは必要である」と採択に賛成する意見と、「労働力事情を考えれば、このまま採択することは難しい」という意見が対立したが、採決の結果賛成多数で請願第七号は採択すべきものと決した。不採択を主張する石井茂（政和会第一クラブ）、藤井金蔵（政和会第二クラブ）の二委員は、少数意見を留保した。

九月二二日の本会議では高田辰三都市建設常任委員長の審査結果報告につづいて、藤井議員が少数意見を報告した。藤井議員は現在の経済情勢から雇用需要は高齢者にも浸透しており、こうした実状を踏まえて政府では失業対策問題調査研究会で検討を進めていること、高齢者に対しては就労対策の推進よりも老人福祉の充実で対処すべきであることの二点の理由を挙げて、請願第七号の採択に反対した。討論では、藤本清蔵議員（共産党）が、高齢者の就労は依然厳しい情勢であると採択を、渋谷彦三議員（政和会第一クラブ）が藤井議員と同様の理由から不採択を主張した。最後に、関野忠義議員（革新議員団）が、高齢者に職を与えてほしいという請願に反対することの意味が私にはどうしても理解しかねる、高齢者が働き続けることは元気な老後を過ごすうえで必要とされており、また現在の老人福祉制度では生活上不安が残るとして採択に賛成の討論を行った。

本会議では採決の結果、請願第七号を不採択することに賛成の議員が、委員会報告とおり採択することに賛成する議員を上回ったため、本請願は委員会審査結果報告とは逆に不採択と決した。

名誉市民の選定

昭和四四年七月臨時会で可決された名誉市民条例に基づく名誉市民の選定については、すでに同年九月定例会に提案された第一回の該当者が、政治家であって制度の趣旨から賛成しがたいという反対討論が共産党からなされていた。

今回、金子市長は第二回目の該当者として内山岩太郎元神奈川県知事と姉妹都市である松本市の深沢松美市長を提案した。この提案に対して革新議員団、共産党、公明党から反対討論が行われた。

革新議員団を代表して関野忠義議員は、名誉市民選定の第一の原則は本市在住者で、かつ市政や社会的、文化的な寄与のあった人物を選定するべきである。また、他市在住者の場合は本市にさまざまな面で寄与された方を選定すべきであり、内山氏の場合は湘南港建設、辻堂演習場問題での功績は認めるものの、それらは県知事の立場から行われたものであって、かえってサイエンスランド問題などで市の意向に沿わない行動もあった。また、深沢氏の場合は姉妹都市の市長であるというきわめて形式的・儀礼的理由であるとして、兩人とも条例のいう「市民敬愛の対象としての人物」とは言いがたいと反対討論を行った。

共産党の中西国夫議員も関野議員の指摘した点のほか、数日来市側が名誉市民の議決を行うため議員各個に激しい了解工作を行った事実を挙げ、なぜこんな無理をしてまで名誉市民の選定を行う必要があるのかと指摘したのち、名誉市民は多数決で決めなければならないような人物ではなく、「真に市民が尊敬と感謝を捧げ得る人を選定し推戴すべき」であるとした。さらに公明党の大野裕史議員も、関野、中西両議員の見解に賛意を示し、名誉市民の選定については「いま少し厳正でなければいけない」と反対討論を行った。

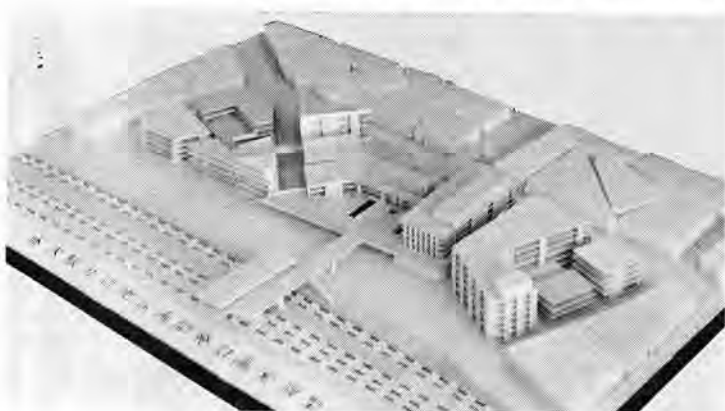
これに対して、政和会第二クラブの富田泰議員は、内山氏は東京オリンピック会場として湘南港建設に努力し、また湘南海岸公園の整備など本市観光行政に寄与した。さらに、辻堂演習場接収解除にあたっても積極的な役割を果たし、その結果終末処理場が確保され藤沢市の下水道整備が進んだことなどを指摘して賛成討論を行った。

本議案は起立多数で原案のとおり可決されたが、名誉市民の選定については慎重な配慮を求める意見も提示されていた。

一般質問―公害対策と北口再開発への関心

九月二二日に行われた一般質問には、七議員が立った。各議員が取り上げた問題は、公害対策と北口再開発に集中した観があった。公害対策を取り上げたのは加藤三郎（政和会第一クラブ）、高田辰三（革新議員団）、藤本清蔵（共産党）、村上伸（公明党）の四議員、北口再開発を取り上げたのは番場定孝（政和会第一クラブ）、鈴木清治（政和会第二クラブ）、中西国夫（共産党）の三議員であった。

この年一月二四日には「公害国会」といわれた第六四臨時国会が召集され、全国的に公害・環境破壊が大きな問題となっていた。藤沢市の公害の現状と対策について総括的に質問を行ったのは、加藤議員であった。加藤議員は、海と川の汚染、工場廃液、自動車排気ガスについてその現状、調査等の体制、また過去一年間の市の公害発生件数も明らかにするよう求めた。さらに、市独自で公害条例や公害工場等を規制する条例を制定する考えはないかと市長に質した。金子市長をはじめ市側は、おのおのに対する対策の現状を説明するとともに、昭和四四年の公害発生件数は騒音二六件（解決一九件）、振動七件（同一件）、排気ガス七件（同七件）、粉塵二件（同



藤沢駅北口再開発計画の模型

二件）、臭気二一件（同七件）であることを明らかにした。また市長は、公害対策事務局の強化や条例を設定して、工場の移転勧告に近い要請や操業停止処分もできるようにしたいと、公害問題へ前向きな答弁を行った。

高田議員は、大気汚染と工場廃液の問題を取り上げ、特に公害対策担当の組織強化について市側の意向を質した。それに対して市側は現在衛生部に設置されている公害対策事務局に代わって、これを拡大強化した公害対策実施本部を設けること、また高田議員の指摘した公害対策審議会の設置もあわせて検討したいと答えた。

さらに藤本議員も、藤沢橋交差点における鉛公害等の排気ガス問題、河川・海の汚染等について具体策を質すとともに、市と企業の間で公害防止協定を締結する考えはないかと質問した。また翌年大きな問題となる日本電気硝子工場の煙が植木を枯らしている事実についても言及していた。金子市長は、公害防止協定については「慎重に考慮してその実現をはかっていきたい」と答えた。また、日電については、市および県の担当者が工場側へ再三要請していると述べたにとどまった。

北口再開発についても、さまざまな角度から市側に対して質問が行

われた。北口再開発については、すでに四月二七日に開かれた藤沢駅北口整備促進特別委員会で、各業種別地元説明会の際に地元から出された意見が、市側から報告説明されていた。さらに地元説明会などが重ねられるなかで、九月五日に開催された特別委員会では、市側が地元の意向を踏まえて計画中の再開発手法は、減歩率が四〇パーセントにもなる車優先の開発構想であるので、市は当初案を白紙に戻し、区画整理方式によるべきであるとの強い意見も委員から出された。特別委員会は、貨物駅跡地利用の国鉄への働き掛け、地元住民の意思を尊重した二次案の作成を市へ要望していた。

九月定例会の一般質問では、市当初案の抜本的見直しを主張する立場から、番場議員は、市の当初案を詳細に検討してみたが、この案では商店が希望を持てず、お客にも喜ばれないうえ、交通問題も解決できないし、費用もかかりすぎるので、「藤沢駅前周辺地区の開発計画をいま一度考え直す必要があるのではないか」と述べた。そして、駅そのものを動かして西口周辺の再開発を考えることも必要ではないかと質問した。答弁に立った金子市長は、市当初案はあくまで「たたき台」であるとして、慎重な答弁を行った。また、鈴木議員は、特に開発手法について、市が採ろうとしている都市再開発法（昭和四四年制定）に基づく事業であると、事業資金を生み出すための保留床処分によって、大資本のデパート、スーパーが進出することは間違いない。地元業者はこれに大きな脅威を感じているとして、「都市再開発法を、藤沢駅北口にもし実施したとしたり、一体だれのために行うかという」問題が生じると述べて、開発手法の再検討を求めた。大林建設局長は、同法による再開発には保留床など重要な問題があることを確認した。

さらに鈴木議員、中西議員が藤沢貨物駅跡地利用問題についての国鉄との交渉経過、見直しなどについて質したのに対し、市側は国鉄内部での方針が未定なので、これが決定した段階で話し合うと答えた。

五 昭和四五年十一月臨時会（十一月一九日）

一月一九日に会期一日間で、十一月臨時会が開かれた。この会期に提出された案件は、昭和四五年度一般会計補正予算等二件の専決処分承認議案とごみ焼却炉建設工事請負契約締結議案であった。十二月定例会を待たずに十一月臨時会が開催された理由について、市側はごみ焼却炉建設に対して国・県が補助金を交付するにあたって、一日も早く着工するようにという強い指示が付されていたので、特にごみ焼却炉建設の議案を提案するため、臨時議会の開会をお願いしたと説明した。提出された三議案は、原案のとおり可決された。

ごみ焼却炉 建設工事議案 ごみ焼却炉建設工事請負契約締結議案の内容は、石川中の塚にある加温処理場内に毎時一五〇

トンノ焼却能力を持つ焼却炉を三億一五〇〇万円をかけて建設するというものであった。都市化が進むなかでごみ処理は大きな問題となりつつあったため、議員からは焼却炉の能力等について詳細な質疑がなされた。特に大野裕史議員（公明党）は、現在のごみ収集が可燃物・不燃物を混合して収集している点について問題を提起した。これに対して、市側もこの焼却炉が本格稼働する昭和四七年までには収集体制も十分検討したいと述べた。

本会議はつづいて討論に入り、田中喜八郎議員（政和会第一クラブ）が、三億円以上の、しかも随意契約案件を三、四〇分の説明で可決するようなことは今後慎んでもらいたいという意見を付して賛成討論を行ったほか、関野忠義（革新議員団）、富田泰（政和会第二クラブ）、大野裕史の各議員も意見を付して賛成討論を行った。採決の結果、本議案は異議なく原案のとおり可決された。

第3節 昭和45年度

表45-2 交通事故発生状況

()は歩行者

年度		昭和41年	42年	43年	44年	45年
区分						
件数		737 (264)	1153 (346)	1364 (340)	1657 (409)	1542 (416)
死者	者人	23 (8)	31 (11)	36 (18)	36 (18)	56 (19)
負傷者	者人	944 (270)	1550 (362)	1905 (346)	2481 (407)	2241 (321)

※『藤沢市交通安全計画』昭和48年

交通死亡事故の激増

一月臨時会に提出された四五年度一般会計補正予算(第三号)および交通災害共済事業費特別会計補正予算(第一号)について専決処分の承認を求めた議案の審議を通して、市内交通事故の深刻な実状が明らかになった。

両議案のうち前者は交通共済事業費特別会計へ一〇〇万円を繰り出し、後者はそれにより歳入歳出各々一三八〇万円を増額補正するものであった。これらの補正が必要になったのは、交通事故が多発して本市の交通共済加入者の被害者が激増し、死者が一七人(臨時会の時点では一八人)にも及んで共済見舞金の予算額を突破してしまったためであった。

このように藤沢市内の交通事故はきわめて深刻な事態となっていた。藤沢警察署がまとめた昭和四五年一月から六月までの交通事故発生状況は、件数で七五一件、死者二五人、重傷一七九人、軽傷九〇五人、学童幼児の事故も死者三人、負傷者一五三人であった。市の交通災害共済の死亡事故見舞金は四月から八月までで支出一三件、総額六五〇万円となり、昭和四四年同期の八件、四〇〇万円を大きく上回っていた。

交通事故が深刻な事態となったきたのに対して、金子小一郎市長は八月二〇日には「酒気帯び運転追放」の訓令を発し、「市主催による行事、式典、各種会議には

道路交通法第六五条の規定に基づく安全確保のため、酒類を一切提供しない」ことを決め、桜井芳雄助役等一七委員によって「酒気帯び運転追放運動推進委員会」を設置した。市議会でも九月定例会開会を前にした九月八日の運営委員会で、市議会の関係する会議、会合から酒類を一掃することを申し合わせた。

しかし、この年の市内交通事故件数は一五四二件、死者は前年比五五・五パーセント増の五六人となり、死亡事故は県下警察署別で最悪の数値となった。件数、負傷者数は減少したが、死亡者が大幅に増加したことから、市では昭和四六年度を初年度として歩行者、自転車利用者の保護を最大目標として、死亡事故の半減を図るべく「藤沢市交通安全計画」を策定し、歩車道の分離や交通安全教育などの施策を推進した。

六 昭和四五年一二月定例会（一二月一日～一二月二日）

一二月定例会は一二月一日に、二二日までの会期一日間で開会された。この定例会には昭和四四年度一般会計等決算認定議案、市民病院用医療器械購入案件、建築協定に関する条例の制定等一八議案、請願八件等が上程され、一三議案を原案のとおり可決・認定・同意し、請願三件を採択、三件を継続審査、二件を各所管の委員会に付託した。四四年度決算認定議案については一五委員による決算特別委員会を設置して、閉会中に審査を進めることとした。

本会議第一日の一二月一日には、まず、都市計画街路辻堂相模原線の計画変更の請願など二件を都市建設常任委員会の審査結果報告どおり継続審査とした。つづいて、境川河川改修工事に伴う土地改良事業の完成による藤沢市と横浜市および大和市との行政境界の変更、市民病院に放射線医療機器を購入するための議案、昭和四六年二月完成予定の市営古里団地五六戸の家賃決定にかかる市営住宅条例の一部改正、建築基準法第六九条による

建築協定条例の制定等一〇議案について市側から説明が行われた。さらに、金子小一郎市長が四四年度一般会計・特別会計決算について大綱説明を行った。この日、最後に行われたのは三件の専決処分承認案件の説明であったが、これら三件はいずれも市のじん芥収集車の交通事故損害賠償関係であった。いずれも重大事故には至らなかったが、説明に立った中曽根太平衛生部長は、九月定例会に四件の損害賠償関係の報告を行って間もないのに、またも三件の報告をしなければならないことは「まことに申しわけなくさんきにたえません」と深く陳謝した。前議会で明らかになった市内交通事故の深刻さを象徴するような案件でもあった。

第二日の一四日には、一日目に上程された各議案について質疑が行われ、行政境界の変更議案など六議案が原案のとおり可決され、四議案が各所管の委員会に付託された。また決算認定議案を審査するため、決算特別委員会を設置した。さらに失対事業存続と活用の請願など四件が上程され、各所管の委員会へ付託された。

なお、この日は富田泰議員（政和会第二クラブ）など各会派の五議員を提案者とする公有水面埋立てに関する諮問答申についても上程された。本議案は、湘南港内のヨット置場拡張のため約二七一坪を埋め立てるため、一月一八日付で県知事から藤沢市議会宛てに出されていた諮問に対し、異議のないことを答申する内容であった。この議案は総務企画常任委員会へ付託された。

一月一八日の本会議第三日には、各委員会から付託議案について審査結果報告が行われたのち、五議案を原案のとおり可決し、請願三件を採択、一件を継続審査とすることに決した。つづいて、一般質問に入り、山本幸男、関野忠義（以上、革新議員団）、藤本清蔵、中西国夫（以上、共産党）の四議員が市政全般について質問を行った。

最終日の二一日も一般質問が続けられた。質問に立ったのは古郡民雄（革新議員団）、渋谷彦三（政和会第一

クラブ）、広谷甲二、大野裕史（以上、公明党）、鈴木清治（政和会第二クラブ）、大久保さわ子（革新議員団）、富田泰、葉山キヨ（以上、政和会第二クラブ）、番場定孝（政和会第一クラブ）の九議員であった。一般質問で取り上げられた問題は多岐にわたったが、都市整備計画、西部開発、藤沢貨物駅跡地利用、公害対策の強化、交通対策、昭和四十六年度予算の編成方針等が取り上げられた。特に、西部開発には事業に参加する民間デベロッパーが決定し、五〇億円もの予納金が納入されるまでになったが、その過程で開発の内容が「変質」していることに對してさまざまな側面から問われたこと、公害問題について、市長の見通しが比較的楽観的にすぎるとの疑問が出されたことが注目された。

失業対策事業に ついで市議会は、固定資産評価審査委員会委員に神山才一氏と河野實直氏を選任することに**関する要望決議** 同意し、さらに、「失対事業の存続と活用に関する要望決議」および「補助事業に対する超

過負担解消に関する意見書」の二つの議員提出議案を可決した。全日自労藤沢分会から出された請願第一二号失対事業の存続と活用についての請願が採択となり、また、同じ請願者から出された請願第一三号高齢失業者等就労事業の実施を求める請願も継続審査となったことから、失対事業に関する要望が決議された。この決議は、政府の失業対策問題調査会中間報告が失対事業の廃止を示唆したのに對して、「この制度は雇用政策や他の社会福祉の諸施策と不可分の関係をもっており、単に事業の経済効果だけで左右されるものでないと思料する」として、失対事業の存続と活用について「特段の配慮」を関係大臣、失対問題調査研究会主査に求めた。

九月定例会で、高齢失業者就労事業の実施を市に求めている高齢者失対事業の請願が不採択になったのに對して、今定例会では政府・労働省などに高齢失業者等就労事業の実施を求める決議を行った。これはすでに九月の議会で川崎、横浜、鎌倉、茅ヶ崎の各市議会が同趣旨の請願を採択していたことも影響していた。

最後に、一二月定例会は大庭城山文化財公園を当初計画通りの実現促進についての請願など二件を各所管の委員会へ付託して閉会した。

建築協定に関する条例の制定

今定例会には、市内住宅地の環境または商店街における建築物の利用増進等を図るため、建築基準法の規定に基づいて土地所有者等が建築物に関する基準を定めることができる旨を定めた建築協定に関する条例の制定が提出された。建築基準法第六九条は、市町村がその旨の条例を定めることを前提として、一定区域の土地所有者等がその区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準を協定できると規定している。一二月定例会に提出された建築協定に関する条例は、この建築基準法第六九条に基づくものであった。

提案説明を行った本島銀次郎建築部長は、この条例の制定により市内で建築協定を締結できるようにすることの必要性を二つの側面から強調した。すなわち第一に従来低層住宅を主体としていた市内既成住宅地内に地価高騰を反映して中高層建築物が建てられるようになり、その結果日照などの問題を引き起こしていること、第二に都市化と道路整備の進展によって住宅地域や文教施設・青少年利用施設周辺にモーターなど風俗営業的な用途を目的とする建築物も建設されるようになっていくことを挙げた。

本会議の質疑では、市として建築協定をどのように方向付けていくつもりなのか、新都市計画法の第一種住居専用地域など用途地域指定と建築協定との関連、さらに協定締結後の所有権変更や違反者に対する措置など技術的側面等についての質問が行われた。市側は民間の宅地造成地、市の土地区画整理事業区域内および既成市街地でも住環境を守っていくこうとする地域には積極的に建築協定を推進し、そのために広報等によって手続きなどの

第1章 第8期後半の市議会（昭和44年度～45年度）

表45-3 建築協定の締結状況

（昭和63年1月20日現在）

名 称	区 域	面 積	個所数	協 定 内 容（概要）
片瀬山 住宅地区 建築協定	片瀬山1丁目	7.79 ^{ha}	2	1. 建築物の用途
	〃 2丁目	10.90	3	2. 建築物の階数 地階を除き2以下
	〃 3丁目	11.82	4	3. 建築物の高さ 地盤面から9m軒高 6.5m以下
	〃 5丁目	8.70	22	4. 壁面の後退距離
	〃 海南	1.13	1	5. 塀の高さ
湘南ライ フタウン 地区 建築協定	遠藤地区	4.52	1	1. 建築物の用途
	石川〃	0.23	1	2. 建築物の階数
	B F 〃	3.67	1	3. 壁面の後退距離
	C 〃	9.65	2	4. 生垣、緑化
	E 〃	4.89	1	5. 住宅地景観（形態、色彩等の意匠）
	G 〃	6.39	2	
	O 〃	2.60	1	
藤沢 六会地区 建築協定	西俣野字北窪 315番地 他	0.87	1	1. 建築物の用途 2. 建築物の階数 3. 建築物の高さ 4. 壁面の後退距離 5. 宅地面積（115㎡以上）
藤沢善行 南地区 建築協定	藤沢字石原谷 4382番地 他	5.57	1	1. 建築物の用途 2. 建築物の階数 3. 建築物の高さ 4. 壁面の後退距離 5. 塀の高さ（1.8m以下）

※『市政白書』昭和63年発行

PRを行うと述べた。そして、現在すでに片瀬山の三井不動産分譲団地内で建築協定に関する説明会を行っていることも明らかにした。用途地域指定との関連については、市側は用途地域指定までにはまだ相当の期間がかかること（用途地域決定の県告示は昭和四八年二月二五日）、また用途地域指定は「最小限の全国的な統一した基準」であって、それ以上きつい制限を地元で行う場合はこの建築協定によらなければならないと説明し

た。本議案は都市建設常任委員会へ付託された。

一月一五日に開催された都市建設常任委員会では、各委員から「協定を結ぶ地域の面積には一定の基準があるのか」、「協定発効後、協定に違反した建築確認申請が出た場合はどのような措置をとるのか」などの質疑が出された。これに対して市側は「面積の基準はとくにないが、広範囲が望ましい」とはいえ協定締結には全員の合意が必要であるので、町内会単位または街路で区切る等が適当であろう」、「特定行政庁としては建築協定によって確認申請内容をチェックすることはできないが、普通より強い行政指導ができる。さらに、建築協定は建築確認決定ができない『正当な理由』にあたるので、法定期限二日以内に確認しなくても申請者へ差戻しの形となる。また裁判になった場合も、建築協定は『不当な所有権の侵害』にはあたらないので建築協定のほうが優位である」等と答弁した。委員会の討論で、委員から「生活環境を守るための住民の自衛手段を市が保証するようなかたちであるが、これだけでは十分とはいえない。市は今後強い行政指導をするともに、他市にも働きかけて各自治体が環境を守るようにすべきと思う」、「実施するにあたっては将来の発展に影響を与えないよう十分慎重に扱ってほしい」という意見が述べられ、本議案は採決の結果全員異議なく原案のとおり可決された。本会議でも委員会の審査結果報告どおり異議なく原案のとおり可決された。

建築協定に関する条例による第一号の建築協定は、片瀬山住宅地区内の片瀬山五丁目の一部、約一万七〇〇〇平方メートルについて、昭和四七年六月認可申請が市に提出され、同年八月発効した。

昭和四四年度決算と超過負担解消の意見書

一月一一日の本会議で金子市長は昭和四四年度決算認定議案について、その大綱説明を行った。金子市長は

まず、市勢の動向として、人口急増状態がようやく落ち着きを取り戻す一方、市民の行政に対するニーズがますます高度化・多様化していることを指摘し、「調和ある文化都市」建設を目指して「高度な生活機能の整備」、「教育文化水準の一層の向上」、「市民福祉、安全の確保」、「産業経済の振興」の四本の柱を中心に施策を進めたとした。

「高度な生活機能の整備」については市街化区域・市街化調整区域の線引き、土地開発基金制度の設置、公共土地公事業の充実など土地対策を強力に推進するとともに、北部第一、第二土地区画整理事業、西部土地区画整理事業、藤沢駅南部土地区画整理事業を継続して進めたと述べた。また公共下水道事業の進展（現認可区域内の五七・五パーセント）、水洗化率の向上（普及率八六・六パーセント）についても言及した。

「教育文化活動の一層の充実」については、行政センターへの社会教育主事の配置、図書館へのブック・モールの導入を行い、児童急増に対して（仮称）高砂第二・鵠洋第二両小学校の新設、三校の増築、六会小学校、鵠沼・明治両中学校の全面改築等を行ったと述べた。

「市民福祉、安全の確保」についても「河川をきれいにする都市宣言」に基づく全市民を挙げての浄化運動、保育所建設促進、国保の八〇歳以上の老人医療費全額給付、さらに市民病院建設の着工などの施策を強力に進めたとした。

「産業経済の振興」についても消費者行政、農業行政、商工業振興等きめ細かな配慮を行ったと述べた。最後に金子市長は、急激な人口流入による行政需要の増大が財政を圧迫しつつあること、都市化によって自然環境破壊が進行していること、大気汚染、水質汚濁、騒音、ごみ等都市公害が深刻化していることの三点を挙げて、これらの課題に対し最大の努力を傾けると述べた。

本会議の質疑では中西国夫議員（共産党）が、広範囲にわたって総括的に質問をしたが、そのなかでこれまでもしばしば取り上げていた超過負担の問題について、市側の意向を質した。それに対して、金子市長は、歳入が鈍化傾向であるのに、義務教育費を中心にして歳出が増加している。それには、学校建設に対する国の補助制度に伴う欠陥から生じる超過負担が影響していることを説明した。

さらに、伊草昇総務部長が、まず四四年度の事業費一九億一〇五三万九〇〇〇円に対して、三億六七六二万五〇〇〇円の超過負担が生じているが、これを四三年度と比較すると、事業費が約四倍増加したのに対して、超過負担額も約二・五倍の増加となっていることを明らかにした。しかも、この超過負担額の半分以上の一億九六〇一万二〇〇〇円を占めているのは、義務教育施設関係の超過負担であった。それは、補助の建設単価が全国平均であるため、藤沢市のような大都市周辺では建設単価が高いので、超過負担が生じざるを得ないという一般的な制度的欠陥のほかに、学校建設に対する補助の問題点について「たとえば四階建ての校舎の場合、二階まで工事をしてあとの二階分は来年の補助金の下りるまで待とうということなどはとうていできません。一度に四階まで仕上げてしまわなければならないというようなこともあるので、人口急増による学校建設が必要な現在では超過負担の解消は容易でない」と、実状について理解を求めた。

中西議員はこのような補助金の仕組みと校舎建設のタイム・ラグを埋めるため、横浜市等が設置している「学校建設公社」等を作る考えはないかと再質問を行った。総務部長は、そうした組織の設立も考えあわせていかなければならないので、教育委員会などとの協議を進めたいと答えた。

一二月定例会最終日の二一日には、これらの論議を踏まえて「補助事業に対する超過負担解消に関する意見書提出について」が議員提案として提出された。提案説明を行った浅野明夫議員（政和会第一クラブ）は、「市税

収入の伸長の鈍化傾向にある時、超過負担が市の財政に与える影響は非常に大きい」と述べて、「補助基準等についてさらに検討され、実態に即して早急に改善をはかれるよう要望する」意見書への賛同を求めた。この意見書は異議なく原案のとおり可決された。

一二月一四日に四四年度一般会計・特別会計決算を審査するため、委員一五人からなる決算特別委員会が設置された。同日開かれた第一回委員会では、委員長に落合輝久委員（政和会第一クラブ）、副委員長に富田泰委員（政和会第二クラブ）を互選するとともに、審査日程を翌年一月一八日から二一日までの四日間とすることを決定した。

七 昭和四十六年一月臨時会（一月二三日～一月二七日）

一月臨時会は、一月二三日から二七日の五日間を会期として開かれた。この臨時会は、一二月定例会で決算特別委員会に付託された昭和四四年度一般会計・特別会計決算の認定が中心であったが、御所見中学校防音改築工事請負金額変更に伴う専決処分の承認、人事院勧告に伴う一般職員の給与条例の一部改正、四五年度補正予算等一〇議案も上程された。

本会議第一日の一月二三日には決算を認定したのち、一〇議案の説明を受け、二議案について可決したほか、八議案を総務企画常任委員会へ付託した。二七日の本会議で、同委員会の審査結果報告を受け、報告どおり八議案を原案のとおり可決、一月臨時会は閉会した。



決算を審査する決算特別委員会

昭和四四年度決算の認定

一月一八日から二二日までの四日間にあつて詳細な審査を行った決算特別委員会は、賛成多数で昭和四四年度一般会計・特別会計決算を認定すべきものと決した。二三日の本会議で審査結果報告を行った落合輝久委員長は、「昭和四四年度決算は、総体的に予算議決の精神にのっとり、合理的・効率的な執行がはかられた。また市

税の伸び悩み、人件費・諸物価の高騰にもかかわらず、投資的経費については、四九・四％と前年度を上回る投資を行なうとともに、財政の健全性に意を用い、二二万市民の福祉向上と都市基盤の整備に努められた」と述べたうえ、決算特別委員会として今後の行政運営上配慮すべき点として、(1)歳入財源の確保を図るため、国税、県税の委譲について積極的に運動されたい、(2)超過負担の解消に努力の跡がうかがわれるが、さらに、補助基準単価の引き上げを図るよう国に対し運動されたい、(3)不用額が各款にわたり相当額出ているが、必ずしも節約によるものとはいえない。予算執行については特段の努力を払い、一層の効果を上げられたい、(4)事務の合理化・近代化については、市民サイドに立って実施し、その効果を上げられるよう努力されたい、という四点を要望した。

審査結果報告ののち本会議はただちに討論に入った。共産党を代表

して中西国夫議員が一般会計と特別会計中国民健康保険事業費と競輪事業費の認定について反対し、政和会第二クラブの山下正美議員、革新議員団の佐藤樂造議員、政和会第一クラブの渋谷彦三議員、公明党の松山三之助議員が財源確保や超過負担解消について意見を付して賛成討論を行った。採決の結果、四四年度決算は認定された。

八 昭和四十六年三月定例会（三月一日～三月二二日）

三月定例会は、三月一日から二二日までの会期二二日間で開催された。三月定例会には、一般会計、特別会計合わせて二二億円にのぼる昭和四十六年度予算をはじめ、生活環境部の設置などを含む事務分掌条例の一部改正等五七議案と請願八件ほかが上程された。この定例会は、四月二五日に予定されている市議会議員の改選を前にした最後の定例会でもあった。

第一日の三月一日の本会議はまず交通改善対策、藤沢駅北口整備促進、北部地域開発促進、西部地域開発促進、市民病院の五特別委員会の審査結果について総括的な報告が文書によって行われ、市議会は各特別委員会報告のとおり異議なく決定した。また、大庭城山文化財公園を当初計画通り実現促進の請願など三件の請願を委員会審査結果どおり採択した。つづいて都市計画審議会委員を定数化する都市計画審議会条例の一部改正、南部学校給食センターの新設に伴う学校給食センター設置条例の一部改正、四五年度一般会計および各特別会計補正予算など二三議案について、市側から説明が行われた。

さらに、四六年度当初予算と関連する二八議案が上程され、予算については金子小一郎市長が大綱説明を行うとともに、他議案については市側担当者がそれぞれ説明した。

第二日の三月三日の本会議は四五年度補正予算等二三議案について質疑が行われ、九議案を原案のとおり可決・承認し、他の議案を各所管の委員会へ付託した。また、六会小学校のプール建設、大越小学校の屋内体育館建設促進など四件の請願も各所管の委員会に付託された。

第三日の本会議は三月八日に開かれ、第二日に各所管の委員会に付託された一四議案と四件の請願の審査結果の報告が行われた。議案についてはいずれも委員会報告のとおり可決、請願については三件を採択、一件を不採択と決した。つづいて、四六年度予算等二八議案に対する代表質問に入り、翌九日と二日間にあわたって五会派八議員がさまざまな角度から代表質問を行った。

第四日の九日の本会議は、代表質問終了後、議員全員によって構成する四六年度予算等特別委員会を設置し、一旦本会議を休憩して開催した予算等特別委員会で、委員長に藤井金蔵委員（政和会第二クラブ）を、副委員長に石井茂委員（政和会第一クラブ）を選任し、本会議を再開してこの決定を報告したのち、第四日の議事を終了した。

予算等特別委員会は、三月一日、一二日、一五日、一六日、一七日の五日間にわたって詳細な審査を行い、付託された二八議案を原案のとおり可決すべきものと決定した。

定例会最終日の三月二二日の本会議は予算等特別委員会の審査結果が報告されたのち、各会派から代表討論が行われた。共産党が四六年度一般会計予算、同西部土地画整理事業費特別会計予算、同競輪事業費特別会計予算、茅ヶ崎市堤地区の土地画整理事業施行の事務委託に関する協議の四議案について反対し、革新議員団は、西部土地画整理事業費と競輪事業費の二特別会計予算に反対した。政和会第一クラブ、同第二クラブおよび公明党はそれぞれ意見を付して全議案に賛成した。採決の結果、四六年度一般会計予算等二八議案は原案のとおり

可決された。

つづいて市税条例の一部改正等二議案を可決、また市長から同意を求められた農業共済事業の損害評価会委員二人の選任に同意した。さらに、生活環境部の設置に伴い経済観光衛生常任委員会の所管事項にこれを加える市議会委員会条例の一部改正、「健康保険法等の一部改正案に関する意見書」、「高齢失業者等就労事業の実施に関する要望決議」の三件の議員提出議案を可決して、すべての審議を終了した。

最後に平綿宗司議長と金子市長が挨拶したが、そこで市長は議員の任期が終了して選挙が行われるが、これまでの経験を生かして選挙に再立候補し、全員が当選されるようにと激励のことばを贈った。

五 特別委員会の総括報告

定例会の第一日の本会議には、藤沢市が当面している懸案事項を審査するために設置された五特別委員会の総括的な審査結果の報告が、それぞれ文書で行われた。

交通改善対策特別委員会からは、委員会が要請していた輸送力増強に対して、(1)国鉄の東京―小田原間の線増計画決定（大船―平塚間は五〇年以降）、(2)横浜市高速鉄道（地下鉄）の湘南台乗り入れ計画（五〇年頃）、(3)相模鉄道の市内通過新線計画などの対策が講じられたうえ、バス路線、道路整備や歩道橋、ガードレール設置等交通安全対策も進められたことが報告された。また報告は、今後推進すべき事項として輸送力増強計画の実現推進、人と車の分離、交通安全意識の高揚等を挙げていた。

藤沢駅北口再開発

藤沢駅北口整備促進特別委員会からは、市側が北口の現状に対する基本認識をもとにして、日本都市計画学会に委託したマスタープランを基礎に、工学院大学都市計画研究室が

策定した具体的な計画について検討を加えたことが報告された。この段階における計画は、(1)再開発区域は柳通りと遊行通りに囲まれた約四ヘクタール、(2)駅前から柳通りまで広場を設け、これに面して左右に再開発ビルを建設、(3)公共団体施行・組合施行の併用、(4)概算事業費二〇四億円、(5)橋上駅舎によって南口と連絡すること等という内容であった。この計画に対して、同特別委員会は地元関係者に対して十分な説明と話し合いを行うことと、国鉄貨物駅跡地の全面開放、さいか屋ビルを開発区域に含めるかどうかの問題への慎重な対処等を検討し、計画案を急ぐよう市側に要望したと報告した。

北口再開発については代表質問でも取り上げられ、矢島兵一議員（政和会第一クラブ）が二月一七日に地元住民から提出された藤沢駅北口再開発計画案等についての陳情（三月二四日、北口整備促進特別委員会）で趣旨了承）を踏まえて、これまで地元住民との話し合いの場となっている再開発研究会に市の経済部担当者の参加がぜひ必要であることを指摘したうえ、話し合い決着の見通しについて質問した。金子市長は商業地域であるだけに再開発に対する不安が強いことは良く理解できるので、経済部を話し合い等に参加させることを約束するとともに、いたずらに躊躇逡巡すれば困難はますます増大するので早期着手のため地元議員らの尽力を求めた。

中西国夫議員（共産党）は大型店進出と地元商店の振興、共同化、貨物駅跡地の交渉状況などについて市長の見解を質した。市長は地元商店の保護振興や仮店舗問題等の難問が山積している現状を改めて明らかにしたうえで、再開発に着手するためには、その前提として開発手法を決定しなければならない、市としては都市再開発法による手法で行いたいと考えているが、そうすれば個人の財産が「共同化」されることになるので、それについて理解を得なければならない、任期中に着手できるように全力をあげるが、そこにいたるまでにはまだ大きな難問がある。藤沢貨物駅跡地についても、国鉄側が「赤字解消」を優先させる方向に変わってきたので、市長とし



工事に着手した西部開発事業

ては目算が「相当くるったような感じ」をもっていると答えた。

富田泰議員（政和会第二クラブ）は、北口再開発があまり進んでおられないことを指摘して、持論である駅の西側移転について市長の考えを質した。市長は、すでに交通等の中心となっている藤沢駅を移転することは政治的な大問題になるとして、取り上げる考えのないことを明確にした。

北部地域開発促進特別委員会は、北部第一、第二の土地区画整理事業、一般宅地分譲の進捗状況について報告し、北部第一土地区画整理事業については当初の予定どおり四七年度の完成を、北部第二土地区画整理事業については公害のない工場を誘致すること、および一部住民の反対に対して住民の理解を深めるように市側へ要望したと報告した。

西部開発市民分譲予定価格問題 西部地域開発促進特別委員会は、事業全般について報告し、(1)土地区画整理事業として事業認可を

申請中、(2)第一、第二工区については整地工事に着手、(3)民間デベロッパーと四五年三月末に事業遂行に関する合意書を締結、九月末までに五〇億円が納入され、開発決定について現在検討中、(4)茅ヶ崎市分の開発については四二年一二月の基本合意に基づき実施協定書を締結

する予定（三月定例会で可決）など、現在の進捗状況を報告した。さらに特別委員会の意見として、(1)一般宅地分譲は当初計画を基本に、安い価格で行うように配慮されたい、(2)農業団地造成等については緑地保存等も考慮して農業協定を締結し、都市農業としての存続に配慮されたい、(3)大庭城址は関係機関と協議のうえ、保存されたい、(4)私鉄乗り入れ、バス路線の設置、道路建設等交通問題解決を促進されたい、(5)市は確固たる信念をもって、民間デベロッパーの協力を得て計画年度内完成を図られたいという五点を要請した。

西部開発事業については、三月四日付の新聞各紙が一齐に分譲予定価格なるものを報道した。たとえば『朝日新聞』（神奈川県版）は「西部ニュータウン 庶民には高嶺の花？／三LDKで一〇〇〇万円台」という見出しのもとに、開発公社幹部の談話として五一年の入居予定期で、民間デベロッパーのマンションが一〇〇〇万円以上、県住宅供給公社建設分でも六〇〇万円以上、開発公社が市民向けに分譲する九〇〇区画についても三・三平方メートルあたり八〇九万円となるという記事を掲載した。代表質問では、こうした新聞報道が大きな問題になり、矢島兵一議員（政和会第一クラブ）が新聞報道についてその真偽を質した。また古谷正一議員（革新議員団）は、二月二六日に開かれた西部開発促進特別委員会では事前に説明しないで、このような発表を新聞に対して行ったことは「議会軽視もはなはだしい」という革新議員団の態度を表明し、予算等特別委員会で詳しく説明することを強く求めた。

三月一六日に開催された予算等特別委員会の四六年度西部土地区画整理事業費特別会計予算の質疑において、この問題が取り上げられた。関野忠義委員（革新議員団）は、「たいへんべらぼうに高い値段」で驚いたと述べて、議会に何の説明もなく突然こうした記事が新聞に出たことは、市議会を無視したもので、いままでの市側の説明に「非常に何か不信感を持つ」として市側にその釈明を求めた。熊山喜三郎西部開発事務局長は、新聞記事

は正式に発表したのではなく雑談的に話したものが記事になったもので、まことに遺憾である、分譲価格についてはまだ不確定要素が多分にある段階で、確定的なことは答弁できないが、市としてはなるべく早くかつ低廉な価格で分譲したい意向である。そして、市民分譲分については裸価格で三・三平方メートルあたり五万数千円から六万数千円、民間デベロッパー分についてはそれに一万円程度上乗せした価格となるであろうと、現時点における一応の目安を提示した。また、市側は、国レベルの各種審議会が出した五〇年住宅価格目標等の資料と、今後のコストの増嵩の見込みを強調する一方、市民向けの分譲価格は、コストが増嵩してもそれとは一応切り離し、社会政策的見地に立った「政策価格」とすると説明した。

革新議員団の関野忠義、高田辰三、佐藤樂造委員らは、国の審議会がどのような価格目標をたてるかは西部開発とは関係なく、コストの増嵩分は民間デベロッパーへの譲渡分に転嫁すべきである、市民向けの分譲分はあくまでも「安く」価格設定することを主張した。中西国夫委員（共産党）は不確定要素の多いことは理解するが、市民向け分譲分について「政策分譲価格として」コスト嵩に対する歯止めの価格を明らかにすることを市長に求めたが、金子市長はそれに対しては言質を与えなかった。

市民病院特別委員会は、本館工事は四六年六月末に竣工予定で、工事は順調に進行しているので、市民福祉を増進させるために医療要員の確保と適切な管理運営計画の樹立を要請した。

各特別委員会の総括報告は、市議会議員改選を前にして、藤沢市が当面する懸案事項についてそれぞれこれまでの成果と今後の課題を明らかにした。三月定例会は、これらの報告とおりとすることに決定した。

昭和四十六年度予算編成方針―環境保全と福祉施策の重視

本会議第一日の三月一日には金子市長が昭和四十六年度予算編成方針大綱を説明した。金子市長は、前年同様「市民とともに育てる市政」を基本理念として、民主的な市政運営、計画的な市政運営、能率的な市政運営を三つの基本態度として市政を運営していくと述べたうえ、「健康で文化的な住みよい都市」の建設を施策目標に「生活中心の市民福祉の向上」に努力することにし、重点施策として環境保全の推進、環境衛生の充実、保健および安全対策、社会福祉の充実、都市基盤の充実、義務教育施設の充実の六点を挙げた。

環境保全の推進について市長は、「自然の保護、特に緑の保護と育成を本年度から積極的に推進したい」と意欲的な姿勢を示し、緑地保護、市の木・市の花育苗センター設置、片瀬山自然公園新設、緑化運動推進などによって都市緑化施策を推進し、各種測定機器の購入や中小企業水質汚染防止施設設置のための貸付金制度新設などによる公害防除施策を強力に展開する。そのため別に提案した生活環境確保に関する基本条例を制定するとともに、機構上も生活環境部を新設することを明らかにした。

第二の環境衛生の充実については、その具体的施策として一般道路舗装、下水道事業の促進を挙げた。

第三の保健・安全対策は、一〇月一日に開院する市民病院をはじめ、国保による七五歳以上の医療費一〇割給付、交通安全対策として斜路型歩道橋、ガードレールの設置等を行うと述べた。

さらに前年度の予算審議で野党議員からの批判が集中した社会福祉については、四十六年度に母子寮の全面改築、保育所建設、また二市一町の湘南広域都市行政協議会によって養護老人ホームの建設に着手すること、そのほかに、国保加入者以外の七五歳以上の老人について医療費の一部負担金に相当する額を市が負担する制度の発

足、心身障害児福祉手当の支給範囲の拡大など意欲的な施策を展開することを示した。

従来施策の中心に置いていた都市基盤の整備については、土地利用計画策定のための調査、都市再開発事業、継続事業として北部第一、第二土地区画整理事業、西部開発事業の促進を図ると述べるにとどまった。

最後の義務教育施設の整備については、本年度に小・中学校あわせて一二校の増改築を行い、屋内運動場二カ所、プール二カ所を建設する。また一校の新設については、将来の国庫補助を見越して開発経営公社が建設し、市がこれを買収する方式で行うと説明した。

予算総額は一般会計一〇五億二〇〇〇万円、特別会計一一六億九七一八万円で、一般会計が一〇・七パーセント、特別会計が三・四パーセントの伸びを示していた。

この四六年度予算は、金子市政の姿勢を大きく変化させたものであった。金子市長は、これまで都市計画を強力に推進することによって機能的な都市環境を整備していくことが、最終的には市民の福祉につながるという基本立場を取っていた。たとえば前年の三月定例会における閉会あいさつで、金子市長は都市建設を優先させ、「皆さんの御意向に反して福祉につきまして、確かに意識的に少なくしたことは事実であります」と述べていた。経済の高度成長が必ずしも公共資本の充実につながらず、そのひずみとして各地で深刻な公害問題が発生するとともに、経済の量的拡大が国民の福祉の向上と乖離しているという認識が、国民の間に広く共有されるようになり、全国的に反公害、環境保全と社会福祉の充実を求める動きが盛んになってきた。こうした状況を背景にして、しかも市議会選挙を目前に控えて、四六年度予算は環境保護と社会福祉施策を中心施策として編成されていた。

代表質問―環境・福祉・開発

三月八日、九日の二日間にわたって行われた四六年度予算およびその関連議案に対する代表質問で、多くの議員が言及した問題は、先に述べた北口再開発の進捗状況、民間デベロッパーの参加による西部開発事業の「変質」問題のほか、生活環境確保に関する基本条例をはじめとする環境・公害問題、老人医療費等の福祉問題であった。

最初に政和会第一クラブを代表して質問した矢島兵一議員は国庫補助金など財源問題とすでに述べた開発問題を取り上げた。

大久保さわ子議員（革新議員団）は、金子市長が四六年度予算で、その中心施策として打ち出した福祉施策について、民生費が一般会計の約一割の一〇億六七二万円を占め、前年度より三八・九パーセントも増加させた努力は認めたが、「何分にも、前年度、たいへん虐待されておりますので、まだまだ」不十分である。また、市の単独事業として七五歳以上の医療費無料化を実現したこと、心身障害児福祉手当を拡充したことを評価するとともに、精薄者通園施設、保育所などに対してさらに積極的な姿勢を求めた。金子市長は、老人福祉費が前年度は五六〇〇万円であったのに対して、四六年度予算は養護老人ホーム建設分担金を含むといえ一億三四〇〇万円を計上していると説明して、市の福祉関係予算は他市に劣っているとは思っていない、「本市としては相当なことをやっておる」と強い自信を表明した。

富田泰議員（政和会第二クラブ）は、藤沢橋の立体交差および交通問題、学校プール建設の促進、北口再開発の再検討などについて質問した。市長は、藤沢橋の立体交差構想については県・地元対策協議会が用地価格およ

が補償についてさらに協議する段階であることを明らかにした。

公明党の大野裕史議員は、超過負担等財政問題、生活環境問題、児童館および武道館建設など社会教育行政について市側の意向を質した。特に生活環境確保に関する基本条例については、実効のある措置を取るために必要な手段が講じてあるかどうかという論点を提起した。

共産党の中西国夫議員は、北口再開発問題および公害に対する市の具体的施策について突っ込んだ質問を行った。

再び革新議員団を代表して質問した古谷正一議員は、三月三日の議員全員協議会で説明・了承された「都市整備方針」、環境保全行政と縦割り組織などについて質問した。

さらに平川正雄議員（政和会第一クラブ）が横浜地下鉄の湘南台駅乗り入れを六会駅へ変更し、石川東部を経て大庭西部ニュータウンとつなぎ、さらに将来は相鉄とも西部郊外で連絡する構想を提示して、市長の姿勢を質した。最後に代表質問した斎藤正太郎議員（革新議員団）は、今期かぎりで引退する金子市長に対して、「二〇年間、本当に市長さんよくやっていただきました……本当に御苦労さまでした」という言葉を贈るとともに、自治省、建設省、厚生省からは「優等生」と評価されるだろうが、市民のために優等生の市政であったかどうかは疑問であるとも述べた。金子市長は、これまでの議員各位の協力に感謝の意を表し、事実上の引退意思表明を行った。

代表質問終了後、四六年度予算など二八議案は予算等特別委員会における慎重な審査を経て、三月二二日の本会議で代表討論および採決が行われた。代表討論では共産党を代表して藤本清蔵議員が、当初計画と異なる西部開発、進展の見られない北口整備、不十分な公害対策等を指摘して、四六年度一般会計予算、同西部土地区画整

理事業費特別会計予算、同競輪事業費特別会計予算、茅ヶ崎市堤地区の土地区画整理事業施行の事務受託に関する協議の四議案に反対した。また革新議員団は関野忠義議員が、西部開発は「安い土地を市民に」、「公共用地を安く取得する」、「いっさい独立採算制でまかなう」という当初の計画から大きく変化しているので、反対せざるを得ないとして、四六年度西部土地区画整理事業費特別会計予算および同競輪事業費特別会計予算に反対した。公明党は広谷甲二議員が一般会計の民生費増額を評価するとともに、西部開発については「重大な関心をもってその推移を見守る」などの意見を付して全議案に賛成した。政和会第一クラブの仲戸川桃人議員、政和会第二クラブの富田泰議員は本年度予算の社会福祉関係施策および環境保全対策を高く評価して、若干の意見を付して全議案に賛成した。

採決の結果、四議案を賛成多数、二四議案については全員の賛成で原案のとおり可決した。

生活環境確保基本条例と生活環境部の設置

北口再開発、西部開発、社会福祉と並んで、生活環境・公害問題は三月定例会の中心的な論点となった。市側は三月定例会に生活環境・自然環境の保全施策について基本事項を定めた生活環境確保に関する基本条例案とこれに基づく施策を遂行する生活環境部を設置するため事務分掌条例の一部改正案を提出した。

生活環境基本条例は、(1)緑地保全、野鳥等動植物などの自然保護、(2)水質汚濁、大気汚染、騒音等の防止、(3)交通安全、防災・防犯、(4)日照・通風の確保など秩序ある開発行為、(5)歴史的・文化的遺産の保全、(6)空閑地の除草、美化思想の普及・指導、(7)その他良好な生活環境の確保の七項目について、市は国、県などと協力して施策を策定し、生活環境の確保に努めなければならないという内容のものであった。提案説明で伊草昇総務部長

は、この条例は「いわば憲章的性格を有する条例」で、この条例を基本として各施策について「子条例なり基準なりを制定し、市の組織の総力を結集することはもとより市民とともに推進する」と述べた。また新たに設けられる生活環境部は、これまで各部署で取り組んでいた生活環境保全業務を集約したもので、市民相談・環境バトル・各部門との調整を行う環境調整室、緑化・道路清掃等の環境指導を担当する環境みどり課、交通安全・防火・防災担当の安全対策課、公害防止行政を担当する公害防止課で構成されていた。

代表質問では、大野裕史議員（公明党）が生活環境確保基本条例を制定しようという積極的な姿勢を高く評価しながらも、環境行政については施策の積み上げが十分でない実状であるので、この条例を実効あるものにするための手段を講じているかと市長に質問した。それに対して金子市長は、この条例そのものは憲章的なものであるが、強制力のない「あいまいなもの」であるが、この条例はさまざまな環境施策を推進していくための基本となるものである。市民に対してこういう条例を作って市の重点施策として環境行政を進めるので、市民も協力をお願いしたいということに大きな狙いがあると説明した。

また、中西国夫議員（共産党）も環境行政施策の積み上げが必要であるという視点から、具体的に市独自の公害防止条例制定の見通し、日本電気硝子工場の亜硫酸ガスおよび鉛公害、三陸ファイバーの騒音に対する対策について質問した。特に鉛公害については、従業員に慢性鉛中毒の疑いが出ていることを指摘した。市長は公害防止条例については県条例の制定を待って「力の強い条例」を制定したいと答えた。加々美憲雄公害対策事務局長は、日本電気硝子の鉛公害について、工場で鉛を使用していることは承知しているが、公害を想定した調査はしていないので、住民に影響が出る恐れがあれば県機関の応援を求めて対策を講ずると述べた。

予算等特別委員会でも、生活環境確保基本条例の制定を中心として環境・公害をめぐる問題について論議が行

われ、「新たに生活環境部を設置する狙い」、「日本電気硝子に対する対策」、「生活環境確保基本条例の規定は抽象的だが、訓示にお知らせないための対策」などについて各委員が質問した。これに対して市側は、生活環境部は、「生活環境確保基本条例によってそれに基づく具体的な条例を制定することになるので、それらの執行体制を一本化し能率的な行政を行うために設置する」、「日本電気硝子に対して付近住民の健康診断を申し入れたのに対し、誠意をもって行うと会社側から回答があった、市民とともに生活環境を守るために本条例を制定し、これをもとにして具体的条例を制定し施策を進めていくなどと答弁した。

四六年度予算関連の議案に対する代表討論では、共産党は生活環境確保基本条例による公害対策の実行を強く求め、公明党も生活環境部の独立・強化が画餅に帰さないことを要望し、革新議員団も条例の趣旨には賛成するが、強制力を欠いたものであるので強い強制力をもった条例・規制策が必要なことを指摘した。生活環境確保基本条例の制定および生活環境部設置を含む事務分掌条例の改正は、全員異議なく原案のとおり可決された。

九 昭和四十六年四月臨時会（四月二日）

三月三〇日に地方税法の一部改正が公布されたのに伴い、障害者、老人等の非課税範囲を拡大することなどを内容とした市税条例の一部改正案を審議するため、四月二日に四月臨時会が開催された。臨時会は、若干の質疑を行った後、本議案を異議なく原案のとおり可決して閉会した。

四月臨時会は昭和四十二年四月二八日の選挙で選ばれた第八期の市議会議員にとって最後の議会となった。ほとんどの議員は、四月二五日に迫った市議会議員選挙へ向かって全力を挙げることになった。

なお、四月臨時会直前の三月二九日に中西国夫議員（共産党）から辞職願いが平綿宗司議長あてに提出され、

第1章 第8期後半の市議会（昭和44年度～45年度）

翌三〇日に許可された。中西国夫議員の辞職は、四月一日に執行予定の神奈川県議会議員選挙に立候補するた
めであった。